

---

新 環 境 セ ン タ ー 一 整 備 事 業  
入 札 説 明 書 等 に 関 す る 質 問 へ の 回 答 書  
( 第 1 回 )

---

令 和 4 年 7 月 2 9 日

大 分 市

入札説明書等に関する質問回答（入札説明書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	6	第2章	6	(4)	ア エネルギー回収型廃棄物処理施設（処理方式）	「※焼却灰、飛灰、溶融飛灰は、PFI事業者が提案する残渣資源化施設（本施設以外）に運搬し、資源化処理を行う。」とありますが、3者契約である「残渣資源化業務委託契約」第17条3項のとおり、万一、代替事業者が必要となった場合においてPFI事業者は候補先を発注者に提案することであるため、正しくは「残渣資源化事業者」が提案する残渣資源化施設（本施設以外）」に「残渣運搬事業者」が運搬し、「残渣資源化事業者」が処理を行う」との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書のとおりです。
2	8	第2章	10	(3)	イ	「ーまた、PFI事業者は、本施設に直接ごみを搬入する者より、市が定める施設使用料を、市に代わり徴収する。なお、施設使用料は、市の収入とする。徴収方法については提案も可とするが、市と協議のうえで決定するものとする。」とありますが、事業予定地内にSPCを設立することは不可とされていることもあり、保安上の観点から「本施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）の運営を行う者」に再委託し、代行させてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 但し、地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、別途、徴収の事務委託契約を締結する必要があります。
3	8	第2章	10	(3)	エ	「ーまた、焼却灰、飛灰、溶融飛灰は PFI事業者が残渣運搬事業者や残渣資源化事業者とともに資源化を行う。」とありますが、第三章1.(4)「イ 特別目的会社は、本事業の設計・建設業務及び運営業務（残渣運搬業務及び残渣資源化業務並びに余熱利用施設の運営業務は除く）を実施することを目的とする。」とあり、また3者契約である「残渣運搬業務委託契約」及び「残渣資源化業務委託契約」冒頭序文の通り、PFI事業者の責任範囲は、当該業務委託契約上の事務手続及び発注者と残渣運搬事業者・残渣資源化事業者間の取次ぎのみとの理解でよろしいでしょうか。	左記に限りません。 要求水準書、各種契約書のとおりです。
4	8	第2章	10	(3)	運営業務 イ	施設使用料の徴収方法は提案可とありますが、市民の利便性向上を目的として電子マネー決済等を導入する場合、決済手数料は市の負担として協議頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	原則、市の負担としますが、手数料が他の事例と照らし、高いと判断する場合は、協議によるものとします。
5	8	第2章	10	(3)	運営業務 エ	残渣資源化事業者又はPFI事業者は資源化の過程で発生した資源化に適さない大塊、異物等は最終処分等を行うものとする。と追加願います。	処理方式により生成物が異なることもあり、エネルギー回収型廃棄物処理施設の処理過程から発生する残渣については最終処分を行うことは想定していません。
6	9	第2章	10	(6)	余熱利用施設運営業務 イ	施設使用料の徴収方法は提案可とありますが、市民の利便性向上を目的として電子マネー決済等を導入する場合、決済手数料は市の負担として協議頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	原則、市の負担としますが、手数料が他の事例と照らし、高いと判断する場合は、協議によるものとします。
7	9	第2章	10	(4)	残渣運搬業務	運送業において「運搬」とは、基本的に引取り地点から荷降ろし地点まで移動させることに限って該当するものであり、積み込み作業及び荷降ろし作業は含みませんが、本事業についても同様のご認識でしょうか。 （H29年11月施行）国土交通省告示「標準貨物自動車運送約款等の改正」でもこれは示されております。 そのような観点から、積み込み作業はエネルギー回収型廃棄物処理施設に行っていただくものと考えておりますがいかがでしょうか。 残渣資源化処理施設での荷降ろしについては、残渣運搬車両の車体構造（架装）によっては自力荷降ろしも可能ですが、各種残渣の性状がご提供いただいた情報と異なり架装が作動する許容範囲を超えたもの（異常な性状）であったことによって自力での荷降ろしができなくなる場合も想定されます。 運搬事業者の責に帰すものでなく荷降ろし不可能または困難な場合、荷降ろし作業費用や異常な性状の残渣を自力荷降ろし可能にするための架装改造費用等を残渣運搬事業者が負担することはできないと考えますがいかかでしょうか。	本施設内での搬出車両への積み込み作業はPFI事業者が行います。（要求水準書をご確認ください。） 残渣資源化処理施設での荷下ろしは施設毎で異なることが想定されることから、特に規定しません。 PFI事業者、残渣資源化事業者と協議／調整の上で、それぞれの引き渡しが行えるようにご提案ください。なお、市は架装改造費用等を負担することはありません。
8	9	第2章	11	(4)		市が行う関連工事として「自営線敷設工事及び国道10号上尾トンネル北交差点改良工事発注に係る手続き及び工事監理等」が挙げられていますが、本工事に基づき発生する事象（建設期間の工程の変更、運営開始の遅延等）は、「発注者の責めに帰すべき事由」に分類されるという理解でよろしいでしょうか。例えば、本工事の影響で運営開始が遅延し受注者に損害が生じた場合は、事業契約第40条第1項に該当すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問回答（入札説明書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
9	10	第2章	11	(8)		「市民への対応は原則としてPFI事業者が行うが、市は、周辺住民からの意見や苦情への対応や説明をPFI事業者と連携して行う。」とありますが、具体的には入札説明書52頁「近隣対応リスク」に記載の通り、「本施設の設置そのものに対する住民反対運動等」は貴市が、「それ以外のもの」はPFI事業者が主体となり対応していくものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	10	第2章	11	(11)	別途委託事業者の発注・管理業務 シ	別途委託事業者の業務として、マテリアルリサイクル施設の管理部分清掃業務とありますが、当該管理部分について具体的にお示し頂けますでしょうか。	要求水準書P195表2-48に示す、破碎機室、処理機械各室、圧縮機室、電気室、職員控室、休憩室兼仮眠室、更衣室、収納庫以外の諸室等を対象とします。
11	11	第2章	13		PFI事業者の募集及び選定の手順	入札公告公表を受け、本事業への参画を検討しているプラントメーカーから残渣資源化事業者としての参加要請を受けているところですが、公表されている残渣資源化業務委託契約書（案）の契約条件では参画が困難な状況です。今般の質疑回答結果により参画可否を判断する予定であることから、ご提示の参加資格申請書等の受付期間に猶予を頂けませんでしょうか。	参加表明書、入札資格確認申請書等の書類の受付期間を令和4年8月8日（月）～12日（金）から令和4年8月8日（月）～26日（金）まで延長します。 これにより入札参加資格確認結果の通知を令和4年9月2日（金）とします。 他のスケジュールについての変更はありません。
12	13	第3章	1	(1)	入札参加者の構成等	残渣運搬事業者も構成企業となりますが、構成員としてPFI事業者への出資は必要か否か。	構成員となれば、出資することとなりますが、残渣運搬事業者については、構成員となるのが条件になっていないため、協力企業として構成企業の一員となるのであれば、出資の必要はございません。
13	14	第3章	1	(2)イ	本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件	示された全ての要件を満たす者を含め複数の企業で実施する場合において、一部建築物の設計のみ実施する者は、(ウ)の要件（一級建築士事務所登録）を行っていただければ起用可という理解でよろしいでしょうか。	お見込みとおりです。
14	14	第3章	1	(2)オ	残渣運搬業務を行う者の要件(ア)	要件(ア)に「その他（特殊）」の登録とありますが、貴市審査申請書の分類種目一覧表中の該当箇所についてご教示ください。	営業種目：その他の営業種目 営業種目コード：8600 その他の営業種目等：その他（上記までのいずれにも属さない業務）
15	16	第3章	1	(2)オ	残渣運搬業務を行う者の要件	要件(ウ)の試運転開始までに許認可の取得を予定している者については、現時点では要件(ア)(イ)は満たしていない可能性があると思料します。また、業種的にも、運営期間中新規に委託可能な者が現れることも想定されるため、その場合は、都度構成企業（協力企業）の追加を認めて頂くという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書第3章第1項(1)オ.に記載のとおり、「参加表明書提出以降、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、市が認めた場合は、この限りでない。」としておりますので、その理由等を確認の上で都度、市が判断します。
16	16	第3章	1	(2)オ	残渣運搬業務を行う者の要件	(ウ) 「必要な許可を取得していること」とありますが、必要な許可とは具体的に何でしょうか。	残渣運搬業務を行うに際し、必要となるものは自らの責任で取得することを求めています。
17	16	第3章	1	(2)カ	残渣資源化業務を行う者の要件	現在公表されている残渣資源化業務委託契約書（案）の契約内容では参加困難な者が、要件(イ)(ウ)を満たしている場合、今後公表される質疑回答等の結果により参加可能と判断した場合、要件(ア)を満たせば追加的に参加可能とさせていただいてよろしいでしょうか。	No15をご参照ください。
18	16	第3章	1	(2)カ	残渣資源化業務を行う者の要件	要件(ア)に「その他（特殊）」の登録とありますが、貴市審査申請書の分類種目一覧表中の該当箇所についてご教示ください。	営業種目：その他の営業種目 営業種目コード：8600 その他の営業種目等：その他（上記までのいずれにも属さない業務）
19	17	第3章	1	(2)カ	残渣資源化業務を行う者の要件	要件(ウ)の試運転開始までに許認可の取得を予定している者や新たに取得を検討する者については、現時点では要件(ア)(イ)は満たしておらず、(イ)については満たし得ないと思料しますが、許認可取得後速やかに要件(ア)を満たすことで当該企業の構成企業（協力企業）としての追加を認めて頂くという理解でよろしいでしょうか。	No15をご参照ください。

入札説明書等に関する質問回答（入札説明書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
20	17	第3章	1	(2)キ	余熱利用施設の運營業務を行う者の要件	公衆浴場（公衆浴場法第1条第1項で規定するものうち、主に利用者の健康増進を目的としたものであること。）についての運営実績を有していることを証明する書類とありますが、各自治体の公衆浴場法に基づく営業許可申請を取得した施設であり、営業許可申請は健康増進を目的として登録はしていないものの、本事業同様に一般廃棄物処理施設の余熱を利用した健康増進施設が設置目的の施設の運営実績があります。こうした実績で本要件を御認め頂けないでしょうか。また、実績を証するために、当該施設の①公衆浴場営業許可書②健康増進に資する施設として設置されたことを示す仕様書該当箇所を参加資格申請時に提出いたします。	左記の条件で可とします。
21	17	第3章	1	(3)ウ		本制限は、P16オ(ウ)試運転開始までに許認可を取得予定の者については、現時点では制限外という理解でよろしいでしょうか。	P16オの要件(ウ)については、参加表明書等の提出時に様式第8号-9 残渣運搬及び資源化業務に係る誓約書を提出すれば可とします。また、入札参加有資格者名簿への登録は、参加表明書等の提出時に入札参加有資格者名簿への登録手続き中である、または申請する予定であることを証明する書類（様式任意。様式第8号-9を参考に作成）を提出すれば可とします。
22	17	第3章	1	(3)ウ		本制限は、P16カ(ウ)試運転開始までに許認可を取得予定の者については、現時点では制限外という理解でよろしいでしょうか。	P16カの要件(ウ)については、参加表明書等の提出時に様式第8号-9 残渣運搬及び資源化業務に係る誓約書を提出すれば可とします。また、入札参加有資格者名簿への登録は、参加表明書等の提出時に入札参加有資格者名簿への登録手続き中である、または申請する予定であることを証明する書類（様式任意。様式第8号-9を参考に作成）を提出すれば可とします。
23	18	第3章	1	(4)	ア	事業用地内にSPCの住所を登記させて頂けないでしょうか。事業用地外に住所を設ける場合、住所登録のためだけの事務所の賃借料、事務所宛に届く国等の郵便物收受の負荷等のコストが生じるので、事業費低減のため御認めください。御認め頂ける場合、建設時の現場仮設事務所設立からSPCの住所を事業用地内にします。	入札説明書のとおりとします。
24	22	第4章	2	(5)	契約保証金 ア 設計・建設期間における保証	発注者に差し入れる際の保証は、保証総額を各工事等を担当する企業で分割・分担し、各企業毎の差し入れ（PFI事業者が各企業毎の保証を取り纏めた上で発注者に差し入れ）としてもよろしいでしょうか。	可とします。 ただし、当該保証の差し入れだけではなく、保証適用時の協議に当たっては、市はPFI事業者を協議の相手方とすることをご認識ください。
25	35	第7章	2		入札参加資格確認申請時の提出書類	入札参加資格確認申請の提出書類はA4版・縦・左綴じ、とありますが、任意のA4ファイルでの提出可との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	35	第7章	2		入札参加資格確認申請時の提出書類	入札参加資格確認申請の提出書類は3部（正本1部、副本2部）、とありますが、副本については、押印書類等、正本を複写した同内容のものを提出するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	35	第7章	4	(3)	添付資料及び提案図書概要	様式集の順番で1冊にまとめ、とありますが、インデックス等で分け、提案書と同じファイルにまとめることも可能でしょうか。	可とします。
28	36	第7章	5		提案概要版（外部公表用）	提案書と同じファイルにまとめ、インデックス等で分けて提出することも可能でしょうか。	可とします。
29	36	第7章	6	(2)	要求水準書範囲外の提案について	「要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案については、予め入札説明書等に関する質問及び対面的対話において、市に確認し、了解を得たものに限り有効とする。市の了解を得ずに提案を行った場合には、落札者選定基準書に示す事前審査において、失格とする場合があるので注意すること。なお、質問内容が入札参加者のノウハウに関する場合には、個別に回答する場合がある。」とありますが、入札参加者のノウハウに係る質問は、入札参加者側から質問を行う時点でその旨を示しておき、個別回答だけでなく、質問自体も非公開にしていたらという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 対面的対話の中でご質問ください。

入札説明書等に関する質問回答（入札説明書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
30	37	第7章	6	(4)	雇用等への配慮	構成市内の人材の雇用であることを証するのは、電気・水道等の公共料金支払証で宜しいでしょうか。住民票で居住を示す場合、具体的住所（個人情報）の開示に触れる可能性が高いため伺います。	住民票があることを条件としますので、証明するものが必要です。なお、運転免許書等でも問題ありません。
31	37	第7章	6	(5)	焼却残渣の外部処理委託	「様式第 15号-3-2（別紙 2）の未達成時には、減額措置があるため留意のこと。（別紙 6参照）」とありますが、3者契約である「残渣資源化業務委託契約」冒頭序文の通り、PFI事業者の責任範囲は、当該業務委託契約上の事務手続及び発注者と残渣資源化事業者間の取次ぎのみとのあり、焼却残渣の処理は、「残渣資源化業務委託契約」に基づいて実施されるため、減額の対象は、PFI事業者を支払われるサービス対価ではなく、貴市から残渣資源化事業者を支払われるサービス対価であるとの理解でよろしいでしょうか。	PFI事業者に課した内容です。別紙6をご確認ください。
32	42	別紙3	1		対価の構成	ここで明示された対価の構成に「残渣運搬業務に係る対価」も含まれていますが、残渣運搬事業者はPFI事業者の代表事業者あるいは特別目的会社（SPC）から対価の支払いを受けるのでしょうか。もしくは直接に委託者（発注者＝大分市）から対価の支払いを受けるのでしょうか。	市から残渣運搬事業者に支払います。残渣運搬業務委託契約書（案）をご確認ください。
33	42	別紙3	2	(1)	設計・建設業務に係る対価	支払の対象になる費用の「②その他費用」とは、「運営業務に係る対価」に含まれない、SPCの設立費用、設計・建設期間のSPCで生じる費用（開業準備費用）、資金調達等に係る費用や、割賦金利が含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご提案ください。ただし、落札者となった場合は、内訳の提示を求めます。
34	42	別紙3	2	(1)	設計・建設業務に係る対価	PFI事業者の帰すべき事由によらず設計・建設費総額の増加（設計変更や対価の改訂を含む）または建設一次払金（交付金・基金・地方債）が減額される場合の差額分のお支払い方法については、原則、一括で支払っていただくこととし、それ以外の整備割賦払金の増額による支払方法については協議とさせていただきますでしょうか。整備割賦払金の増額の変更契約を行う場合、融資契約締結後の追加の資金調達については、対応に当たり追加的に発生する金融費用を貴市にご負担いただく必要があることや、対応の可否について融資金融機関との協議や審査手続きが必要となるためです。	金額と予算の関係から、一括支払いの可否も含め検討し、協議を行います。
35	42	別紙 3	2	(1)ア、ウ	建設一次払金（交付金）（地方債）	入札時に想定した交付金額は、設計・建設費総額が変更とならない限り、変更しないものとし、変更する場合に発生する費用は、PFI事業者の負担とするとありますが、P52別紙4リスク分担表の交付金リスク欄の通り、PFI事業者の事由によらないものは市の負担でお願いします。	お見込みのとおりです。なお、交付対象範囲を誤った場合等は、PFI事業者の責となります。
36	42	別紙3	2	(1)	ア 建設一時払金（交付金）	「－なお、入札時に想定した交付金額は、設計・建設費総額が変更とならない限り、変更しないものとし、変更する場合に発生する費用は、PFI事業者の負担とする。」とありますが、PFI事業者の帰すべき事由によらず設計・建設費総額の増加又は建設一次払金（交付金）が減額される場合の差額分のお支払い方法については、原則、一括で支払っていただくこととし、それ以外の整備割賦払金の増額による支払方法については協議とさせていただきますでしょうか。整備割賦払金の増額の変更契約を行う場合、融資契約締結後の追加の資金調達については、対応に当たり追加的に発生する金融費用を貴市にご負担いただく必要があることや、対応の可否について融資金融機関との協議や審査手続きが必要となるためです。	金額と予算の関係から、一括支払いの可否も含め検討し、協議を行います。
37	42	別紙3	2	(1)	イ 建設一時払金（基金）	「－なお、支払は令和 9年度の出来高（完成時）に対して、10億円を支払うものとする。」とありますが、10億円は、設計・建設費総額の増減や令和9年度の出来高の増減に関わらず、固定の金額でそれに10%の消費税を加算して一括で支払われるということでしょうか。	消費税額を含めて10億円を支払うものとします。

入札説明書等に関する質問回答（入札説明書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
38	42	別紙3	2	(1)	ウ 建設一時払金（地方債）	「－なお、入札時に想定した交付金額は、設計・建設費総額が変更とならない限り、変更しないものとしており、変更により発生する地方債の充当額の変更が生じた場合、それによって生じた費用は、PFI事業者の負担とする。」とありますが、PFI事業者の帰すべき事由によらず設計・建設費総額の増加又は建設一次払金（交付金・地方債）が減額される場合の差額分のお支払い方法については、原則、一括で支払っていただくこととし、それ以外の整備割賦払金の増額による支払方法については協議とさせていただきますでしょうか。整備割賦払金の増額の変更契約を行う場合、融資契約締結後の追加の資金調達については、対応に当たり追加的に発生する金融費用を貴市にご負担いただく必要があることや、対応の可否について融資金融機関との協議や審査手続きが必要となるためです。	金額と予算の関係から、一括支払いの可否も含め検討し、協議を行います。
39	43	別紙3	2	(1)	交付金、地方債等の算定	基金総額は10億円とし、大分市における令和9年度の民間負担額に対し、①マテリアルリサイクル推進施設、②スプレー缶等保管施設、③環境啓発施設のみ、④エネルギー回収型廃棄物処理施設の順に充当するとありますが、①に基金を充当した残金分を②、その残金分を③の用に充当するという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	44	別紙3	2	(1)	交付金、地方債等の算定 その他の施設	エネルギー回収型廃棄物処理施設面積相当（A%）、マテリアルリサイクル推進施設面積相当（B%）とありますが、面積は、建築面積、延床面積、その他の面積等、基準とされる面積の種類をご教示お願いいたします。	建築面積です。
41	44	別紙3	2	(1)	エ 整備割賦払金	東京スワップレート（TONA 参照）とは、Refinitivより提供されている東京スワップレファレンスレート（TONA 参照）として JPTSRTOA=RFTB に掲示されている TONA ベース の（円/円）金利スワップレートを指すとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	44	別紙3	2	(1)	エ 整備割賦払金	「－基準金利は、東京時間午前 10 時 30 分に公表される東京スワップレート（TONA 参照）の 20年のテナーとする。」とありますが、運営開始時及び11年度目に基準金利を見直しが行われるとあります。基準金利の見直しが10年毎となっている場合、10年のテナーを使用するのが合理的と思料します。20年のテナーは長期の市況変動リスクを鑑み、10年のテナーに比べて倍程度高い基準金利となり、20年テナーを採用した場合は大幅な事業費増大となると懸念します。	「20年のテナー」は誤記のため、「10年のテナー」に訂正します。
43	44	別紙3	2	(1)	エ 整備割賦払金	「－入札提案書の作成に当たり、金利の決定となる基準日（令和 4年 7 月 1日（入札公告日）とする。」とありますが、当該基準金利は0.824%（20年のテナーの場合）で確定していると考えますが、0.824%でよろしいでしょうか。なお、当該金利率が10年のテナーが適用される場合の0.433%になるとの理解です。	入札提案書作成にあたり使用する基準金利は、参加資格を有する入札参加者に対して、別途提示するものとします。
44	45	別紙3	2	(2)	運営業に関わる対価 /売電インセンティブ	売電インセンティブに関する*5について、売電インセンティブの支払いは翌期の4/四期支払に加算となっておりますが、会計および税務上、当該年度の収益は当年度に処理する必要があるため、当該年度の4/四期に変更いただけないでしょうか。もしくは、当該年度金額確定後速やかに事業者へ金額を通知頂けないでしょうか。	支払い時期は※9を正とします。 当該年度金額確定後速やかに事業者へ金額を通知します。
45	45	別紙3	2	(2)	運営業に関わる対価 /売電インセンティブ	売電インセンティブに関する*10について、外部燃料増加による発電量増加はインセンティブの対象外とありますが、どのような意図でしょうか。	助燃剤やコークス量を増加した場合を指します。
46	45	別紙3	2	(2)	ア エネルギー回収型廃棄物処理施設運営費の算定方法 売電量増加分の対価 ①インセンティブ フィー	貴市が現在契約されている非FIT売電単価、FIT売電単価を参考情報としてご教授いただけないでしょうか。	FIT売電単価は17円（税抜）となります。非FIT売電単価は、小売電気事業者との契約により公表はできません。

入札説明書等に関する質問回答（入札説明書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
47	45	別紙3	2	(2)	ア エネルギー回収型廃棄物処理施設運営費の算定方法 売電量増加分の対価 ①インセンティブフィー	インセンティブフィーに上限はありますか。	インセンティブフィーについては、上限を設定します。
48	47	別紙3	2	(5)	ア 余熱利用施設運営業務運営費の算定方法	光熱水費について、余熱利用施設の水道料金単価は「浴場用」の単価は適用されないものとの理解でよろしいでしょうか。	浴場用の水道料金適用に当たっては、県から公衆浴場法営業許可を得た上で、本管から浴場用とそれ以外で水量把握のためのメーターをそれぞれ設置する等の条件を満たせば対象となります。
49	47	別紙3	3	(1)	ア 建設一次払金	各年度の支払時期は、令和8年度までの出来高の支払は、3末で当該年度の出来高確認が行われ、その後1-2か月以内に貴市から支払われ、令和9年度の出来高の支払は、9末で当該年度の出来高確認及び引渡しを行われ、その後1~2か月以内に貴市から支払われるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
50	47	別紙3	3	(1)	ア 建設一次払金	建設一次払金（交付金・基金・地方債）の支払時は、消費税を加算した金額が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	交付金、地方債についてはお見込みのとおりです。基金については、消費税額を含めて10億円を支払うものとします。
51	47	別紙3	3	(1)	イ 整備割賦払金	整備割賦払金の元金にかかる消費税は、完工時に一括で支払っていただけるのか、運営期間にわたり支払われる元金に加算して支払っていただけるのか、どちらになりますでしょうか。完工時にPFI事業者で納税が必要となりますので、後者の場合は、当該消費税相当額についてもPFI事業者で資金調達が必要になり、金利が発生します。	整備割賦払金の元金に係る消費税は、運営期間に渡り支払う元金に加算してお支払いします。
52	48	別紙3	3	(2)	ア(ク)	決算時期（当該年4月～翌年3月）との整合を図るため、売電量の確認期間を、当該年4月～翌年3月へ変更いただけないでしょうか。	落札者と協議し決定します。
53	48	別紙3	4	(1)	ア(ア)建設一時払金	設計・建設業務に係る物価変動に基づく対価の見直しを行う際に（初回精算時）使用する指標について、初回請求時の比較対象はP50の4イ(2)改定の条件に記載と同じく令和4年8月末時点で公表されている指標と考えてよろしいでしょうか	詳細は、PFI事業者との協議によりますが、基準日は令和4年12月（入札提案書提出月）と考えます。
54	48	別紙3	4	(1)ア(ア)②		「なお、変動前残工事代金額と変動後残工事代金額の差額の算定及び当該差額が変動前残工事代金額の1000分の15を超えるか否かの算定は、個々の施設毎に行うものとする。」とありますが、算定は、個々の施設毎に行うものとするのとありますが、個々の施設毎かつ土木・建築物、プラント設備個別で算定するものと理解してよろしいでしょうか。建設工事は土木・建築工事とプラント工事（設機械設備・配管・電気計装工事）の異業種混同工事になるため工事の各業種で物価等の変動が異なります。	事象発生時に内容を確認の上、協議します。
55	48	別紙3	4	(1)ア(ア)③		設計・建設期間及び運営期間の対価の見直し時に使用する物価指数は、政府の各種統計、日本銀行等の公表する価格指数、その他社会的に相当程度信頼されている資料等から、貴市と協議して決定するものと考えて宜しいでしょうか。 なお、上記で挙げた物価指数等の例は「公共工事標準請負約款の解説（建設業法研究会編書 大成出版社出版）」より引用しており、公共工事標準請負約款ベースの本契約において妥当なものと考えています。	設計・建設業務に係る対価については、事象発生時に内容を確認の上、協議により判断します。 運営業務に係る対価は、入札説明書記載の指標を基本とし、契約協議時に落札者との協議で決定します。
56	49	別紙3	4	(1)	ア-（イ）整備割賦払金	「-運営開始時及び運営 11年度目である第 39回以降の支払いについて、基準金利の見直しを行い、残りの整備割賦払金を算定し直す。-基準金利の見直しは、東京時間午前 10 時 30 分に公表される東京スワップレート（TONA 参照）の 20 年のテナーより算定した金利をいい、金利の決定となる基準日は、本施設の所有権移転日及び令和 19年 4月 1日（銀行営業日でない場合はその翌営業日）とする。」とあります。基準金利の見直しが10年毎となっている場合、10年のテナーを使用するのが合理的と思料します。20年のテナーは長期の市況変動リスクを鑑み、10年のテナーに比べて倍程度高い基準金利となり、20年テナーを採用した場合は大幅な事業費増大となると懸念します。	No42をご参照ください。

入札説明書等に関する質問回答（入札説明書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
57	50	別紙3	4	(1)	物価変動等の指標	残渣資源化業務委託料における「実勢価格」とはどのようなものでしょうか。 資源化業務委託料の改定については、発注者と資源化事業者が直接協議できるように変更できますでしょうか。なお、後述の通り、資源化業務においては長期契約が難しく、1年ごとの単年度契約とさせて頂けない場合は事業への参加そのものが難しくなると考えております。委託料の改定につきましては、1年ごとの契約更新の際に都度協議させて頂きたくお願いいたします。	実勢価格は「市場で売買されている市場価格」です。諸々の環境が影響されているものと考えます。 委託料の改定の協議方法は、契約協議時に契約当事者である3者にて協議し、決定します。 また、契約期間については入札説明書のとおりとします。
58	50	別紙3	4	(1)	物価変動等による改定	(1) 物価変動等の指標 イ 運營業務に係る対価の一覧表中の「残渣運搬業務委託料」の指標は「実勢価格を参考として・・・」とありますが、具体的に何の「実勢価格」でしょうか。人件費や燃料費等運搬に係る全ての経費を含めた運賃についてでしょうか。それとも燃料価格のみでしょうか。現在も運搬（運送事業）に係る全ての経費が上昇を続け、特に燃料価格は世界情勢等を背景に高騰しております。運搬業務に係る全ての経費について実勢価格を考慮した改定がされないのであれば、運搬事業者が業務をお受けすることはできないと考えます。	実勢価格は「市場で売買されている市場価格」です。諸々の環境が影響されているものと考えます。 運搬業務に係る全ての経費とお考えください。
59	50	別紙3	4	(1)イ	物価変動等による改定	残渣運搬業務委託料及び残渣資源化業務委託料については、市とPFI事業者が協議するのではなく、市と残渣運搬業務委託業者、市と残渣資源化業務委託業者が協議し決定されるものと思料します。	委託料の改定の協議方法は、契約協議時に契約当事者である3者にて協議し、決定します。
60	52	別紙4			共通 物価変動リスク	設計・建設業務に係る対価についての物価変動等の改定については、入札説明書別紙3の設計・建設業務に係る対価についての物価変動に係る改定に則り行われるという理解でよろしいでしょうか。その場合、一定範囲以上は事業者リスクにて負担するものでないと思料しますので、市が○・事業者が△、若しくは、双方とも対等に△とすべきと思料します。	物価変動等の改定を行う場合についてはお見込みのとおりです。 後段は入札説明書のとおりです。
61	52	別紙4			共通 金利変動リスク	維持管理・運営期間における金利変動リスクについて、入札説明書別紙3では、基準金利の変動リスクは市が負担し、民間調達時の金利スプレッドの変動リスクは事業者が負担することとなっておりますが、それを踏まえてリスク分担表における維持管理・運営期間の金利変動リスクが市が△、事業者が○となっているということでしょうか。	お見込みのとおりです
62	52	別紙4			共通 不可抗力リスク	昨今の新型コロナウイルス、ウクライナ情勢等、疫病・戦争・紛争等に起因する工期の遅延や費用増加は事業者でコントロールできないリスクであるため、当該事例及び類似事例起因で生じたリスクについては発注者負担の前提で協議いただきますようお願いいたします。	不可抗力とは「通常予見可能な範囲外のもの」であり、入札提案書類提出時に予測できたものは除外されます。 また、事象発生時のPFI事業者の対応状況も含めの判断となります。
63	53	別紙4			副生成物の処理リスク	「発生する焼却灰等の資源化処理先の確保に関するもの」「資源化処理の搬入条件に満たない場合に関するもの」について、リスク分担が事業者負担となっております。同リスクを事業者が負担することは、残渣資源化事業者の立場としてもリスクが過大であると捉えており、事業への参加が難しくなると考えております。副生成物の処理リスクについては、発注者にて御負担頂きますよう変更をお願いいたします。 (廃棄物処理法の理念及び排出事業者責任の観点からも事業者が全てリスクを負うことは難しいと考えておりますが、如何でしょうか。)	・「発生する焼却灰等の資源化処理先の確保に関するもの」については、事業契約書(案)P33_第86条第2項において、受注者の協力義務が謳われていること ・「資源化処理の搬入条件に満たない場合に関するもの」については、要求水準書P23_1.2.12 (10)焼却灰、飛灰、溶融飛灰の品質基準を定めていること 以上のことから、PFI事業者の責と考えられ、リスク分担表においては、事業者責任としております。
64	53	別紙4			リスク分担表	「副生成物の処理リスク」について「発生する焼却灰等の確保に関するもの。」について、事業者の負担になっていますが、発注者のごみ質によるものは、発注者の負担との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	53	別紙4			設計段階 建設着工遅延	「上記以外の要因によるもの」すべてを事業者リスクとするのは事業者リスクが過大となりすぎます。「PFI事業者の責めに帰すべき事由によるもの」を事業者リスクとして分担し、その上で「上記以外の要因によるもの」として、市のリスクとして分担して頂けないでしょうか。	入札説明書のとおりとします。 当該リスクを回避/緩和できる立場であるPFI事業者がリスクを負うものとします。
66	53	別紙4			建設段階 工事費増大リスク	「上記以外の要因によるもの」すべてを事業者リスクとするのは事業者リスクが過大となりすぎます。「PFI事業者の責めに帰すべき事由によるもの」を事業者リスクとして分担し、その上で「上記以外の要因によるもの」として、市のリスクとして分担して頂けないでしょうか。	入札説明書のとおりとします。 当該リスクを回避/緩和できる立場であるPFI事業者がリスクを負うものとします。

入札説明書等に関する質問回答（入札説明書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
67	53	別紙4			建設段階 工事遅延リスク	「上記以外の要因によるもの」すべてを事業者リスクとするのは事業者リスクが過大となりすぎます。「PFI事業者の責めに帰すべき事由によるもの」を事業者リスクとして分担し、その上で「上記以外の要因によるもの」として、市のリスクとして分担して頂けないでしょうか。	入札説明書のとおりとします。 当該リスクを回避/緩和できる立場であるPFI事業者がリスクを負うものとします。
68	52	別紙4			リスク分担表	基本的な本事業の建付として、他自治体様分の負担についても、事業契約上の事業者と発注者の関係においては、大分市様が一旦はラップして負担されるという理解で宜しいでしょうか。例えば、ごみ質・ごみ量の変動や不適物混入リスクについて市側負担となっていますが、大分市様以外のごみに起因したものであったとしても、事業者との関係においては、大分市様が負担するという形で認識相違ないでしょうか。	本事業における市と事業者間の関係としては、お見込みのとおりです。
69	54	別紙4	※5			「市、PFI事業者との協議とする」とありますが、計画ごみ量に対して著しい変動があり、現状の固定費及び変動費単価が不適となった場合（例えば操業人員の増員や整備頻度の増加や臨時の設備改修の発生、使用する用役の大幅な使用量変更による調達価格の変更などを想定しております。）に際しては、貴市とPFI事業者との間で固定費及び変動費単価の改定についても協議させていただけるものと理解してよろしいでしょうか。著しい変動があった場合には固定費及び変動費単価の見直しに関して協議ができるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
70	59	別紙6	2	(6)	イ 運営期間	[一なお、各年度の補修計画の見直しにより生じる固定費A② 補修費用に關しての未達成（予定の補修を実施しない場合）は、市がその内容を確認の上、PFI事業者の責によらないものと判断する。]とありますが、各年度の補修計画の見直しにより生じる固定費A② 補修費用について、市の内容の確認は、書面でいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は落札者と契約協議時に協議します。
71	60	別紙6	2	(8)	焼却灰、飛灰又は溶融 飛灰の各発生量の未達成 の場合に係る減額等 の措置	別紙6-2 (8) に記載された減額措置は、運營業務委託料から減額すると記載がありますが、即ちPFI事業者が負担するという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
72	60	別紙6	2	(8)	焼却灰、飛灰又は溶融 飛灰の各発生量の未達成 の場合に係る減額等 の措置	「なお、ごみ質（灰分）等が要求水準から変動したか否かはPFI事業者が運営期間中に実施するごみ質調査結果を用いて判断する。」とありますが、ごみ質（灰分）等が要求水準から変動し本号に定める各発生量の未達成が生じた場合は、PFI事業者の責によらない場合として取り扱われるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
73	60	別紙6	2	(8)	焼却灰、飛灰又は溶融 飛灰の各発生量の未達成 の場合に係る減額等 の措置	「ごみ質（灰分）等が要求水準から変動したか否かはPFI事業者が運営期間中に実施するごみ質調査結果を用いて判断する」との記載にあるごみ質調査の方法は、抜き取り調査となるごみピットでサンプリングしたごみ質の分析結果に拘らず、月や年単位などの長期にわたる灰分量の評価が可能な方法をPFI事業者にて提案し、貴市と協議のうえ決定するものと考えてよろしいでしょうか。	ごみピットでサンプリングしたごみ質の分析結果です。ご指摘のとおりサンプリングになりますので、異常値でない（継続して変動している等）確認が必要と考えます。 要求水準書の計画ごみ質はごみピットでサンプリングしたごみ質の分析結果から設定しておりますので、この数値との比較となります。 なお、試験方法については引渡性能試験時の試験方法に準ずるものとします。
74	60	別紙6	3		焼却灰、飛灰又は溶融 飛灰の資源化提案の未 達成の場合に係る措置	事業者提案に基づく資源化方法により有効利用できないと市が認めた場合は、PFI事業者の費用負担（運搬費を含む）により処分を行う。とありますが、残渣の長期にわたる資源化をPFI事業者、残渣資源化事業者とも保証できるものではないため、追加費用は発注者負担として頂けませんでしょうか。	入札説明書のとおりとします。 公正な競争入札とする必要があります。
75	60	別紙6	3		焼却灰、飛灰又は溶融 飛灰の資源化提案の未 達成の場合に係る措置	「2 (5) 運營業務に係る対価の減額等の措置」を適用するとありますが、残渣の長期にわたる資源化をPFI事業者、残渣資源化事業者とも保証できるものではないため、提案に基づく資源化方法で有効出来ない理由の如何を問わず、PFI事業者、残渣資源化事業者ともに減額等の措置は適用除外願います。	入札説明書のとおりとします。 なお、「PFI事業者の責によらないと市が認めた場合は、この限りではない」としております。

入札説明書等に関する質問回答書（要求水準書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	6	第1編	第3章	3.1.4	(3) ア 業務内容	「エネルギー回収型廃棄物処理施設から発生する焼却灰、飛灰、溶融飛灰を PFI事業者が提案する残渣資源化施設（本施設以外）への運搬」とありますが、正しくは残渣資源化事業者が提案する残渣資源化施設（本施設以外）ではないでしょうか。	要求水準書のとおりです。
2	6	第1編	第3章	3.1.4	(4) ア 業務内容	「エネルギー回収型廃棄物処理施設から発生する焼却灰、飛灰、溶融飛灰を PFI 事業者が提案する残渣資源化施設（本施設以外）での資源化」とありますが、正しくは、残渣資源化事業者が提案する残渣資源化施設（本施設以外）ではないでしょうか。	要求水準書のとおりです。
3	8	第1編	第3章	3.2.5	電線路	自営線建設工事請負者の工事予定範囲は、添付資料2（P3）に示されている、現況地盤高79mレベルの電柱設置までとの理解で宜しいでしょうか。	PFI事業者が設置する受変電設備の引込点（屋外）※まで自営線敷設工事にて実施します。※添付資料2（P2）のA点 なお、場内に電柱が立つことを前提に造成計画、施設配置をご検討ください。
4	8	第1編	第3章	3.2.5	電線路	自営線建設工事請負者の工事予定範囲の内、事業用地範囲内のルートに関しては、詳細設計時に調整可能と考えて宜しいでしょうか？	自営線の詳細設計時に協議は可能です。 なお、場内に電柱が立つことを前提に造成計画、施設配置をご検討ください。
5	10	第2編	第1章	1.1.2	(1) ス 構内道路	国道10号からの構内道路は、上り車線（3m+3m）下り車線（4m）歩道（1m）の車幅11mで計画して宜しいでしょうか。	車線については可としますが、歩道の幅員については、2m以上とします。 なお、退出車両の混雑緩和のため、国道10号から敷地への侵入部における構内道路は、上り1車線、下り2車線とします。別添資料を参照願います。
6	10	第2編	第1章	1.1.2	(1) セ 門扉、囲障	事業用地の範囲内に囲障（フェンス）を設けるとありますが、本施設群の現況地盤（79.0レベル）の周囲（法尻・法肩ライン）に計画する理解で宜しいでしょうか。 添付資料1の事業用地範囲上への設置は困難と考えます。	事業用地（添付資料1 緑ライン）に設置してください。
7	12	第2編	第1章	1.1.2	(4) ア（ア）受入	市民搬入用ストックヤード棟についてPFI事業者が「ごみの受入に際して必要な補助を行う」と記載がありますが、PFI事業者は車両誘導、荷卸し場所の案内、小型計量機の計量記録を行い、荷卸し作業は基本的に搬入者御自身が行うと考えてよろしいでしょうか。ただし、搬入者自身で荷下ろしができない場合等には必要な補助を行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	12	第2編	第1章	1.1.2	(4) ア（ア）受入	施設内でのスプリング入りマットレス等の解体作業が滞らない方策として、貴市、施設外で処理する専門業者、契約事務取次ぎを行うPFI事業者での三者契約を締結した上で、外部の専門業者に解体処理及びスクラップ買取を委託し、スクラップ買取費用を貴市に納入する方式の提案をお認め頂けないでしょうか。	不可とします。
9	12	第2編	第1章	1.1.2	(4) ア（ア）受入	「持ち込みにおける車両の渋滞を回避すること等を考慮し」とありますが、繁忙期対応の要員配置検討のため、想定される繁忙期の時期・期間（日数）をご教示頂けますでしょうか。	祝日、ゴールデンウィーク、お盆期間、年末年始の長期連休期間及び引越シーズン等を想定しております。
10	12	第2編	第1章	1.1.2	(4) ア（イ）解体・保管施設	環境啓発施設で利用を行わない自転車等の・・・とありますが、自転車は解体はせず、そのまま一時保管することと解釈してよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
11	12	第2編	第1章	1.1.2	(4) ア（ア）受入	持ち込まれたごみの種類ごとにヤードを設けるとありますが、添付資料12記載の搬入ごみヤードの中に自転車の保管スペースも含まれるとの理解で宜しいでしょうか。別途自転車保管用のスペースが必要な場合は、保管台数をご指示願います。	お見込みのとおりです。
12	14	第2編	第1章	1.1.4	地元雇用や地元企業の活用	地元雇用の定義について、構成市在住者であることを証するものは、電気・水道等の公共料金支払証でよろしいでしょうか。住民票で居住を示す場合、具体的住所（個人情報）の開示に触れる可能性が高いため伺います。	住民票があることを条件としますので、証明するものが必要です。なお、運転免許書等でも問題ありません。

入札説明書等に関する質問回答書（要求水準書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
13	14	第2編	第1章	1. 1. 4	(5) コ	本項目にて、第2種ボイラー・タービン主任技術者の資格を有する者を配置するとありますが、電気事業法第四十三条第2項による許可を得た主任技術者も該当するという理解で宜しいでしょうか。	ボイラー・タービン主任技術者については、電気事業法第四十三条第2項による選任許可の申請が可能の有資格者であれば問題ありません。
14	14	第2編	第1章	1. 1. 4	PFI事業者の業務概要	記載されているPFI事業者の業務は、法令に抵触しない限りSPCから構成企業等に委託可で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	16	第2編	第1章	1. 2. 3	表2-4ごみの搬入形態	ペット等の小動物の死骸については、排出容器はなしと記載されています。現地での処理時の事業者職員の安全衛生環境確保のため、容器や袋に入れる等のご指導やルールを設定を行って頂けないでしょうか。	ルールとして定めておりませんが、現状は基本的に段ボールや毛布、袋等に入れて搬入されております。
16	31	第2編	第1章	1. 4. 2	関連する基準・規格等	「最新版」とは、公告時（R4年7月時点）の最新版でよいでしょうか。また公告後に最新版が施行された場合の対応については、実施設計時の精算協議対象でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	35	第2編	第1章	1. 5. 12	(2) ウ	設計・建設業務の費用負担範囲について、エネルギー回収型廃棄物処理施設から試運転により発生する【焼却灰、飛灰、熔融飛灰】の運搬・資源化費用が含まれていますが、この業務は廃掃法において再委託禁止であり、別途残渣資源化企業、残渣運搬企業それぞれと市の2者契約等の措置が必要と思料いたします。については残渣資源化契約、残渣運搬契約の業務期間の始期日を試運転期間の開始日にする等のご対応をいただけたらと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりです。 設計・建設業務の費用負担区分です。
18	35	第2編	第1章	1. 5. 9	環境影響評価書の遵守	添付資料1の5号沈砂池に水環境の保全が想定されるエリアとありますが、開示されている環境影響評価書の第11章に『水辺における重要な種及び注目すべき生育地については、工事中の濁水の排水による影響は無いと予測された。』と記載されています。工事中の濁水については5号沈砂池とは別の沈砂容量300m <sup>3</sup> の工事中沈砂池にて対応する計画でよいとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	36	第2編	第1章	1. 5. 12	(3) オ 運営業務の費用負担範囲	「引渡性能試験終了後から供用開始までの期間における処理費用」とありますが、引渡性能試験終了後から供用開始までの期間として想定されている期間と、想定されているごみ処理量をご提示ください。また、ごみ処理を行うのはエネルギー回収型廃棄物処理施設のみと考えてよろしいでしょうか。マテリアルリサイクル推進施設についてもごみ処理を行う場合、貴市の別途委託業者の業務範囲については、PFI事業者の手配と考えてよろしいでしょうか。	前段は、本施設に搬入される年間処理量と貴社が計画する性能試験の時期等から想定ください。 後段については、両施設とも供用開始まで施設の安全・安定性向上のための試運転を行うものとします。その間の別途委託事業者の業務範囲については、お見込みのとおりです。
20	48	第2編	第1章	1. 8. 4	(2) 性能保証事項 表2-33	高速回転破砕機の破砕粒度は150mmアンダー80%以上（重量比）とありますが、低速回転破砕機の破砕粒度は高速回転破砕機に問題がない粒度であれば良いと解釈して宜しいでしょうか。	要求水準書のとおり（400mm以下）とします。
21	54	第2編	第1章	1. 9. 2	(1) イ、ウ 建築工事関係の契約不適合責任	合成高分子系ルーフィングシート防水と塗膜防水の保証期間は、10年保証ができないことから5年と考えてよろしいでしょうか。	落札者決定後の設計協議の中で、使用箇所、使用材質と合わせて協議するものといたします。
22	60	第2編	第2章	2. 1. 1	(7) 周辺の法面	景観への配慮として緑化を計画することとありますが、吹付や植栽等の緑化の方法にはご指定はないと考えてよろしいでしょうか。	実効性の高い方法をご提案下さい。
23	60	第2編	第4章	2. 1. 1	(7) 周辺の法面	周囲の法面に対しては、落石対策（表面剥離対策等）と緑化対策の両方が必要との認識ですが、落石対策と緑化対策を併用した工法を採用することは可能でしょうか。	実施設計において落札者と工法を含め、協議します。
24	60	第2編	第4章	2. 1. 1	(7) 周辺の法面	周囲の法面の緑化について、硬岩盤は植生の発育に不向きのため、施設引渡し時の緑化率は施工した範囲に対して30～50%程度となる可能性があります。また最終的な緑化率も施工した範囲の100%に達しない可能性が高いことをご理解願います。	実施設計において落札者と工法を含め、協議します。

入札説明書等に関する質問回答書（要求水準書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
25	60	第2編	第2章	2.1.1	(10)急速充電設備	災害時も含めた再生可能エネルギーの有効利用を図るため、急速充電設備の設置場所を確保する。また、充電用の電力供給を行うため本施設から設置場所までの配線ルート（配管等）を整備する。とありますが、事業者にて行うのは設置場所と配線ルートの確保及び、必要容量の電源を供給するための配電盤であり、充電設備本体及びケーブル敷設については事業範囲外という理解でよいでしょうか。また、急速充電設備は電気自動車用でしょうか。急速充電設備には数種類の考え方がありますが、想定されている仕様、台数のご提示をお願いします。	前段は、お見込みのとおりです。 後段については、急速充電設備は電気自動車、災害用電源ユニットを想定しておりますが、これに限りません。 また、現時点で想定する仕様、台数はありません。
26	61	第2編	第2章	2.2.1	計量手続き、荷下ろし作業	市民による直接搬入ごみは、計量棟にて搬入時に総重量の計量、市民搬入用ストックヤード棟において小型計量機による有料搬入物又は無料搬入物の計量（混載の場合）、退出時に計量棟で正味重量の計量を行うものとする。とあります。一方、各施設での処理に掛かる変動費の精算のために、可燃、不燃、再生物等のごみ種別の重量を回送時に測定するということがよろしいでしょうか。	回送時の計量は想定しておりません。 計量棟のごみ計量機と小型計量器のデータを基に変動費の精算を行います。
27	61	第2編	第2章	2.2.2	(2)未登録者	混載についてエネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設の両方に荷下ろしをする車両はないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	62	第2編	第2章	2.3.1	自営線敷設工事	PFI事業者が提示する「基本的な諸元及び設計条件」およびPFI事業者が行う「定格遮断電流、配線容量等の計算」とは、添付資料-2の設計区分に基づくPFI事業者範囲に関するものという理解でよろしいですか。	添付資料-2の設計区分①～⑦までがPFI事業者の範囲となります。
29	62	第2編	第2章	2.3.1	自営線敷設工事	PFI事業者からの提示事項について、施設の概要等々の記載がありますが、想定されている工事工程を遵守するためには、いつまでにどの項目のインプットが必要か、ご教示お願いいたします。	電線路の詳細設計を令和5年度に計画しているため、電線の太さ、通信線の種類は、令和5年10月末には必要と考えています。ただし、九州電力送配電（株）への系統接続及び、経済産業省への手続き等が必要となることから、そのことを踏まえ対応して頂くことになります。
30	66	第2編	第3章	3.2.1	(2)数量	5基の記載になっていますが、(4)特記事項アでは、数量設定が可能な記載になっています。5基のご指定が正と理解して良いでしょうか。	5基を基準に考えています。それを上回る提案を不可とするものではありません。
31	67	第2編	第3章	3.2.1	(4)ヒ 特記事項	「市職員とPFI事業者の休憩室をそれぞれ設ける」とは、計量室内に設けるの理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	68	第2編	第3章	3.2.2	(6)ケ 特記事項	「高所に取り付ける照明器具は安全に交換できる構造及び設置場所とする」とありますが、昇降機能付照明器具は生産中止となっているため、高所作業車による交換または、歩廊から点検可能な壁面等に投光器を設置する等の対応という理解でよろしいでしょうか。	可とします。
33	69	第2編	第3章	3.2.3	(3)カ 開閉時間	「開5秒以内、閉10秒以内」とありますが、扉形状のものでは困難と思われます。シャッター等での対応となりますがよろしいでしょうか。	ご提案ください。
34	71 115 131 142 145	第2編	第3章 第4章	3.2.7 3.10.4 4.3.2 4.7.6 4.7.12	ごみピット、灰ピット、不燃・粗大ごみ受入貯留ピット、プラスチック製容器包装受入貯留ピットペットボトル受入貯留ピット（土木・建築工事に含む）	照明器具について「安全に交換できる構造」とありますが、歩廊から点検可能な壁面等に等へ投光器設置にてのピット照射を提案させて頂いてもよいでしょうか	可とします。
35	102	第2編	第3章	3.6.14	純水移送ポンプ	3.6.13純水タンクが必要に応じて設置のご指定ですので、純水移送ポンプも同様に必要に応じて設置と考えてよろしいでしょうか。	可とします。
36	105	第2編	第3章	3.7.2	(1)オ（ク）特記事項	設計耐熱温度は250℃以上とありますが、バグフィルタ本体の設計耐熱温度と理解してよろしいでしょうか。	ろ布の設計耐熱温度です。
37	113	第2編	第3章	3.9.8	(5)シ 特記事項	煙道等の発生防止及び煙突からの飛散防止策を行うこと、と記載がありますが、バグフィルタ後の排ガスの経路は煙道から触媒反応塔ケーシング等を含め煙突まで全てSUS316Lのご指定に従うことと同義と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問回答書（要求水準書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
38	113	第2編	第3章	3.9.8	(4) 付属品	「避雷針」とありますが、避雷導体でもよいでしょうか	可とします。
39	119	第2編	第3章	3.12.1	(5) ア 特記事項	ろ過式集じん器から貯留槽までは系列ごとに設置するとありますが、各炉共通化し複数系列とする提案をお認めいただけませんか。	要求水準書のとおりとします。
40	125	第2編	第3章	3.15.9	(2) 部数	説明用パンフレットとありますが要求水準書P.241 第5章 5.1.1 オ施設パンフレット（一般用：年間500部、子供用：年間5,000部）との整合が取れていませんので数値の統一をお願いいたします。	P125 3.15.9 説明用パンフレットは設計建設業務における納品部数です。P241 5.1.1調達は運營業務で調達する部数です。
41	126	第2編	第3章	3.15.12	既設工場模型展示	既存工場の模型については、全て現在既存工場で保管している模型を新環境センターにて展示するという点でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	126	第2編	第3章	3.15.12	既設工場模型展示	既存工場の模型について、現在の設置台から取り外すことは可能でしょうか。別途事業者で設ける展示台へ移動させ展示することができるかどうか判断したく質問をしております。	取外しが可能かは把握しておりません。 なお、展示方法については、協議とします。
43	132	第2編	第4章	4.3.3	(3) シ 稼働率	建設・維持管理の経済合理性及び省エネルギーの観点から、不燃・粗大ごみ用クレーンの稼働率は手動時33%以下(投入作業)となっておりますが、以下の理由により66%以下で可としていただけないでしょうか。 ごみ処理施設整備の計画・設計要領(全都清)にごみ焼却施設のごみクレーンは1/3が投入作業、1/3が混合攪拌・積替え作業、1/3が休止時間(余裕度)と記されています。マテリアルリサイクル施設のごみクレーンについては明記されていませんが、混合攪拌・積替え作業が不要なため、2/3が投入作業、1/3が休止時間(余裕度)とするのが一般的であり、多数の実績があり、問題なく運用可能と考えます。 143頁 プラスチック製容器包装用クレーン、146頁 ペットボトル用クレーンも同様に稼働率66%以下で可としていただきますようお願いいたします。	可とします。
44	164	第2編	第5章	5.2.1	(5) ト 特記事項	市民搬入用ストックヤードでのごみ受入・積み込み作業の効率化を目的として、着脱式コンテナ車の納入及びコンテナの設置を提案してよろしいでしょうか。	パッカー車、軽トラックを想定しておりますので、市民搬入用ストックヤード棟計画時に考慮ください。
45	169	第2編	第6章	6.1.4	(2) ウ 主要項目	選定する変圧器の容量によっては別の型式の変圧器を選定可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
46	170	第2編	第6章	6.1.5	(3) エ 盤構成	高圧配電盤の盤構成については、維持管理の容易性を考慮し、事業者の実績に基づく提案を可としていただけませんか。	可とします。
47	170	第2編	第6章	6.1.5	(3) エ 盤構成	経済性の観点からマテリアルリサイクル推進施設以外の施設についても高圧配電盤からの給電を提案することは可能でしょうか。その際、マテリアルリサイクル推進施設同様、分岐盤には電力量計を設けます。	可とします。
48	171	第2編	第6章	6.1.5	(5) 進相コンデンサ盤 オ 特記事項	「大容量機器には個別に進相コンデンサを設ける。」との記載について、蒸気タービン発電機及び高圧母線に接続された進相コンデンサによる無効電力制御で制御可能なため、個別設置は必要に応じて設置とさせていただきますもよろしいでしょうか。	可とします。
49	171	第2編	第6章	6.1.5	(6) エ 盤（負荷）構成	変圧器盤の負荷構成については、維持管理の容易性を考慮し、事業者の実績に基づく提案を可としていただけませんか。	可とします。
50	174	第2編	第6章	6.1.7	(5) ア 型式	現場操作盤の形式は運用に応じて鋼板製閉鎖式壁掛またはポスト型の他にファン・コンベヤ及びポンプ等は汎用スイッチボックスを適用できるものと考えてもよろしいでしょうか。	第2編第2章1.4.2関連する基準・規格等に遵守したものであれば可とします。

入札説明書等に関する質問回答書（要求水準書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
51	175	第2編	第6章	6.1.8	非常用電源設備	本設備の能力設定にあたり、全停止時からの施設立上げの要件としては、本設備にて焼却炉1炉を立上げる能力を有するものとの理解でよろしいでしょうか。なお、焼却炉複数炉及びマテリアルリサイクル推進施設などの他施設の立ち上げは、蒸気タービン発電機にて自立運転確立後との認識です。	お見込みのとおりです。
52	181	第2編	第6章	6.2.3	(2) (キ) 煙道中水銀濃度	P.132 第2編3.15.11公害モニタリング装置、P.239 第3編4.5.1要監視基準と停止基準においては、定期バッチ計測を活用する旨の記載がある一方、本項において、煙道中水銀濃度の測定にあたり連続分析計の設置を求められているようにお見受けしました。連続分析計の設置目的をご教示願います。事業者としては、二重管理を避け、法に基づいた定期バッチ計測のみでの運用とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。連続分析計の設置目的は活性炭噴霧量調整等の制御用を想定しております。なお、定期バッチ計測のみでは運転管理はできないと考えます。
53	182	第2編	第6章	6.2.3	(4) イ 表2-41	ごみピット及びごみピット投入扉のカメラ設置台数の指定がありませんが、搬入ごみ監視や転落事故原因調査用の用途とのことですので、ごみピット投入扉の全門に設置するものと理解してよろしいでしょうか。	効率よく確実に監視できるよう、ご提案ください。
54	188	第2編	第6章	6.2.5	データ処理装置	日報、月報、年報作成用プリンタ、警報記録用プリンタ、画面ハードコピー用カラープリンタは兼用可能でしょうか。	警報記録用プリンタについては、随時出力としているため兼用は不可とします。
55	188	第2編	第6章	6.2.6	計装用空気圧縮機	必要に応じて設置とし、他の空気圧縮機との兼用をお認めいただけませんかでしょうか。なお、兼用する空気圧縮機は計装用に適した仕様とします。	要求水準書のとおりとします。
56	190	第2編	第7章	7.1.1	(1) ネ 工事範囲	既存設備・配管切替（必要に応じて実施）とありますが、既存設備・配管については要求水準書添付資料一式に記載があるものが対象となり、記載のないものが現地で確認された場合は、その対応と費用負担については別途協議の上決定すると考えて宜しいでしょうか。	協議するものとします。
57	191	第2編	第7章	7.2.1	(9) 全体計画	AEDについては専門業者による点検が必要になるため、建設に含めるのではなく、運営側で専門業者とリース契約をして手配することでよろしいでしょうか。	確実に設置されるのであれば、どちらで準備されるかは問いません。
58	192	第2編	第7章	7.2.1	(24) 全体計画	「見学者等が利用する部分等については、大分県福祉のまちづくり条例に適合させる」とありますが、高齢者、障害者等が安全かつ容易に施設を利用できるようにするために必要な基準である「基礎的基準」に適合させるという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	193 204	第2編	第7章	7.2.3 7.2.9	工場平面計画(12) (1)エ	7.2.3「渡り廊下に傾斜はつけない」、7.2.9「傾斜路又はエレベータその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない」とありますが、渡り廊下には福祉条例を遵守した斜路を設けてもよいと考えてよいでしょうか。	渡り廊下に傾斜はつけないことを条件とします。
60	197	第2編	第7章	7.2.3	(15) 表2-48 建築物諸元	マテリアルリサイクル推進施設の諸元 渡り廊下について、廊下と同程度以上の幅を確保とありますが、消防法上の取扱いで、扉部分は4m <sup>2</sup> 以下とする必要があります。扉部分は除き廊下幅を確保する考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
61	199	第2編	第7章	7.2.4	(4) 躯体構造	「各クレーンの支持架構は、十分な強度及び剛性を保有し、地震時にも十分安全な構造（SRC造又はRC造）とすること」とありますが、エネルギー回収型廃棄物処理施設内のごみクレーン、灰クレーンを対象とし、それ以外のメンテナンス用クレーン等及びマテリアルリサイクル推進施設のクレーンにおいては、十分な強度及び剛性を保有できることを条件に、支持架構の構造を事業者提案とさせていただけないでしょうか。	メンテナンス用クレーン等のみ可とし、マテリアルリサイクル推進施設のクレーンについては不可とします。
62	200	第2編	第7章	7.2.5	(5) 建具	中央制御室への出入りが清浄な区域からであれば、前室の設置は必要ないと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、中央制御室から炉室への通路の設置を想定しております。その場合には、前室を設置してください。
63	201	第2編	第7章	7.2.6	(2) エ 表2-53	部屋の仕上げについては、下表を参考とし、同程度もしくはそれ以上の水準の内部仕上げを行うものとする とありますが、機能性、耐久性、メンテナンス性、意匠性等を総合的に判断した上での提案という理解でよろしいでしょうか。	ご提案ください。設計時にPFI事業者と協議して決定します。なお、協議結果として、市が水準低下と判断する場合は、要求水準書のとおりとします。

入札説明書等に関する質問回答書（要求水準書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
64	202	第2編	第7章	7.2.8	(3) 炉室 オ	「ルーフファンを効率的に設ける」とありますが、換気方式は提案によるものとしてもよいでしょうか	可とします。
65	203	第2編	第7章	7.2.8	(15) ウ クレーン操作室	監視窓の洗浄設備や歩廊の設置については、クレーン操作時の視認性、清掃頻度、メンテナンス性、経済性を考慮した上で、クレーン種別に事業者が合理的と考えるご提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
66	208	第2編	第7章	7.2.10	(8) フリーWi-Fi	フリーWi-Fiについて「見学者等が利用」とありますが、範囲は環境啓発施設＋屋外イベント空間＋見学者通路と考えてよいでしょうか	見学者等が利用する範囲でご提案ください。
67	209	第2編	第7章	7.2.10	(14) 小型家電回収ボックス	貴市から貸与される小型家電回収ボックスの形状、大きさを御教示願います。	形状は箱形、大きさは以下のとおりとなります。 約W440×D530×H1475mm ※形状については、本市HP(下記アドレス)をご参照ください。 <a href="https://www.city.oita.oita.jp/o143/kurashi/gomi/1369634642108_ecoita4r.html">https://www.city.oita.oita.jp/o143/kurashi/gomi/1369634642108_ecoita4r.html</a>
68	210	第2編	第7章	7.3.1	(2) イ (ウ) 施工	斜面・法面の裸地については、流出係数 1.0（大分県林地開発許可審査要領）で計画することとありますが、大分県林地開発許可審査要領に記載がないものについては、大分市開発行為指導要綱に準じると考えて宜しいでしょうか。	落札者決定後の設計協議の中で、協議するものいたします。
69	213	第2編	第7章	7.4.2	(6) 換気設備工事	「原則としてステンレス又は塩ビコーティング鋼板製を使用する」とありますが、同等な耐食性を有する鋼板としてもよいでしょうか	要求水準書のとおりとします。
70	215	第2編	第7章	7.5.3	(2) ウ 表2-59 構内外灯	20～40m間隔に1本とありますが、設置範囲は、10号線入口から環境啓発施設・管理棟・余熱利用施設の入口までの、主に施設利用者が使用する道路とし、基本的に夕～夜間利用が無いサブゲート以降の処理エリア内の道路に関しては事業者提案と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
71	219	第2編	第7章	7.7.3	(7) ロッカー室、更衣室	ア 多目的ホールに併設して設けるとありますが、弊グループの経験上、施設利用者は多目的ホール使用後に、温浴施設を利用することが多いため、脱衣室をロッカー室・更衣室として利用し、結果的にロッカー室、更衣室は使われなくなってしまうケースがあります。ロッカー室・更衣室の設置の可否については事業者提案とさせて頂きませんかでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
72	224	第3編	第1章	1.2.15	地元雇用や地元企業の活用	地元雇用の定義について、構成市在住者であることを証するものは、電気・水道等の公共料金支払証でよろしいでしょうか。住民票で居住を示す場合、具体的住所（個人情報）の開示に触れる可能性が高いため伺います。	No12をご参照ください。
73	225	第3編	第1章	1.5.4 (2)	廃棄物処理施設長寿命化総合計画の検証	本号 (2) 第一文及び第二文は事業期間終了後の措置について規定したものと理解しておりますが、続くア及びイとの関係をお示しください。当該ア及びイが事業期間中の要求事項であるように読めるため、その場合は運営業務に関する項目の中に記載があることが良いと考えます。	お見込みのとおりです。 当該ア及びイは事業期間中の要求事項であり、運営業務に関する項目の中に記載があるものとしてお考えください。
74	228	第3編	第2章	2.1	(3)	第2種ボイラー・タービン主任技術者の資格を有する者を配置するとありますが、電気事業法第四十三条第2項による許可を得た主任技術者も該当するという理解で宜しいでしょうか。	No13をご参照ください。
75	231	第3編	第3章	3.1.3	(2) 施設使用料徴収代行	収納した施設使用料は、その金額を市に報告した上で、市が定める方法によって市の指定金融機関へ払い込むものとする。とのことですので、平日の場合は、当日は事業者の金庫等で保管し、翌日の午前中に、土曜日、日祝日の場合は、当日は事業者の金庫等で保管し、次の平日の午前中までに市の指定金融機関へ払い込むという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
76	231	第3編	第3章	3.1.5	計量カードの発行の支援	収集車両登録及び計量カードの発行は、市及びPFI事業者の双方で行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問回答書（要求水準書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
77	233	第3編	第4章	4.1.8	災害発生時等の協力	災害ごみの処理にあたっては、種類や量によってごみ処理の変動費だけでなく、設備負荷がかかることによる固定費(補修費)の増加する場合があります。その場合には、貴市と協議の上、固定費の増加分を貴市にて負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	固定費の変更の有無も含め、協議します。
78	246	第3編	第7章	7.1.3	(2)	「市は、運営期間を通じ、電気事業者等と余剰電力の取扱いに関する契約を締結する。」とあります。売電に係るアンシラリーサービス料金は貴市が負担するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
79	251	第3編	第10章	10.2	(3)	環境学習コーナー内の啓発用図書等は、現施設からの移設との理解でしょうか。それとも事業者が新たに準備する備品でしょうか	PFI事業者にて、市と協議の上で準備してください。
80	256	第3編	第12章	12.1	(7)啓発指導業務	計量棟及び市民搬入用ストックヤードにおいて「市は、本施設に持ち込まれたごみに対して搬入者への啓発指導を行う」一方で「PFI事業者が実施する受付管理業務の搬入管理を排除するものではない」とありますが、受入可否の判断に関して搬入者とトラブルになった際には貴市に助勢頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
81	260	第4編	第2章	2.3.1	残渣運搬業務	残渣の適正・安全な運搬 (1) 適正・安全に運搬する車両について必要な車体の仕様等を示す基準はありますか。	特に市から規定はありませんが、残渣の飛散防止については十分に考慮した仕様としてください。
82	265	第5編	第2章	2.3.1	残渣資源化業務	(1) 「エネルギー回収型廃棄物処理施設から発生した【焼却灰、飛灰、熔融飛灰】を残渣資源化事業者の施設において適正に資源化する」とありますが、これは、発生する【焼却灰、飛灰、熔融飛灰】が要求水準書23項の1.2.12(10)で規定される残渣資源化事業者の受入基準を満足する事が前提であり、残渣が受入基準を満足しない場合は、残渣資源化事業者は資源化の責を免除される。という理解で宜しいでしょうか。又、資源化施設の定期修繕及び突発故障時、不可抗力による受入できない事態の発生も考えられるが、この場合は、資源化事業者の責に帰することなく、残渣の貯留及び資源化以外の措置が講じられるべきと思われしますが、このような理解で宜しいでしょうか。	ご指摘のとおり、施設の基本条件の一つとして、公害防止基準を設けており、焼却灰、飛灰、熔融飛灰の品質基準を定めております。(要求水準書P23_1.2.12(10)) また、この品質基準について、施設管理を行うPFI事業者は運営管理業務における公害防止基準の一つとして設定していることから、遵守できない場合は施設管理を行うPFI事業者の責となります。 残渣資源化施設の定期修繕時の対応については、PFI事業者と残渣資源化事業者間で事前に協議を行い、対応して頂く事項と考えており、突発故障時においては、事象発生時に内容を確認の上、3者協議を行い、判断します。 なお、不可抗力が発生した場合は残渣資源化業務委託契約書(案)第28条の取扱いになるものと考えます。
83	265	第5編	第2章	2.3.1	残渣資源化業務	(3) 「残渣資源化事業者は、残渣資源化事業者の施設が長期間のメンテナンス等により、残渣資源化業務の実施が停滞することがないよう貯留施設を設ける等、必要な措置を講じるものとする」とありますが、定期修繕時及び突発故障時において、残渣の受入を中断させて頂くことができない場合は、事業への参加が難しくなると考えております為、要求水準書の第5編第2章2.3.1(3)及び(4)については、全文削除をお願いいたします。	複数の残渣資源化事業者への【焼却灰、飛灰、熔融飛灰】に対する排出量調整は、施設の運営管理を行うPFI事業者が行うものであります。残渣資源化施設が長期間のメンテナンス等については、事前にPFI事業者と残渣資源化事業者間で協議を行い、対応して頂く事項と考えており、突発故障時においては、事象発生時に内容を確認の上、3者協議を行い、判断します。 本項目については、業務の実施が停滞することが無いようにするために必要最低限の条件との認識であるため、このままとさせていただきます。
84	269	第6編	第1章	1.2.11	地元雇用や地元企業の活用	地元雇用の定義について、構成市在住者であることを証するものは、電気・水道等の公共料金支払証でよろしいでしょうか。住民票で居住を示す場合、具体的住所(個人情報)の開示に触れる可能性が高いため伺います。	No12をご参照ください。
85	271	第6編	第2章	2.5.1	(3)	施設使用料は一律の使用料で浴室、ウォーキングプール、多目的室、娯楽室、個室、付帯施設等全て利用できるのでしょうか。それとも諸室ごとの別料金設定となるのでしょうか。	現時点では、利用する施設・設備毎の料金設定を想定しておりますが、提案内容を踏まえ決定する方針です。
86	271	第6編	第2章	2.5.1	(3)	余熱利用施設運営事業者が諸室を使用し、本事業の基本方針である「市民に開かれた施設」に沿う形で自主事業を提案し、プログラム等を実施する際は、事業者の諸室使用料金はかからないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、詳細は、3者協議の上で決定します。
87	271	第6編	第2章	2.5.1	(3)	本事業の基本方針に沿う形で提案する自主事業の実施にあたっては、環境啓発施設運営業務の多目的工房の管理・運営と同様に、参加者の料金は余熱利用施設運営事業者がそれにかかる費用(材料費、事業者の手数料等)を徴収できるという理解でよろしいでしょうか。	材料費等は可としますが、事業者の手数料については不可とします。

入札説明書等に関する質問回答書（要求水準書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
88	271	第6編	第2章	2.5.1	(10)	「飲食の調理及びその販売は行えない」と有りますが物販（水着等）は可能でしょうか。	可とします。 なお、詳細は、3者協議の上で決定します。
89	271	第6編	第2章	2.5.1	(10)	自動販売機設置に伴い貴市に支払う行政財産使用料、電気代を入札価格に織り込むために、貴市の同種の契約（大分市自動販売機設置事業等）を基に、ご指定ください。 また、事業者の費用の予見性を高めるために、ご指定頂いた費用は運営事業期間中、固定額として頂くようお願いいたします。	行政財産使用料は年度毎、電気代は月毎に算定・請求するため、固定額としてお示しはできません。 なお、金額算定に当たったの計算式は以下のとおりとなります。 【行政財産使用料】 屋内）設置面積×1,000円/㎡×月数 屋外）設置面積×500円/㎡×月数  【光熱水費等の算定方法】 1. 光熱水費等の原則は、以下のとおりとする。 (1) 使用者が電気事業者と直接契約を行い、光熱水費等を直接支払うことを基本とする。 (2) 直接契約により光熱水費等を直接支払うことができない場合は、①、②のいずれか低い方を徴収月額として適用する。 ① 子メーター使用量により、個別に契約を行っているときみなして算定した額。 ② 本メーター使用料金を、本メーター使用量と子メーター使用量で按分した額。  2. 具体的な算出方法は、以下のとおりとする。 (1) 子メーターがある場合 次の①、②のいずれか低い方を徴収月額として適用する。 なお、②の算定方法において、本メーター使用量等から子メーター使用量等を除いても、明らかに本メーター使用料金の基本料金に変更がない場合は、基本料金を按分対象から除外して算定することができる。 ① 個別に電気事業者と契約を行っているときみなし、子メーター月間使用量をもとに、電気事業者の算定方法で算出する。 ② 徴収月額＝本メーター月間使用料金 ×子メーター月間使用量 ÷本メーター月間使用量  (2) 子メーターがない場合 徴収月額＝1時間当り消費電力量×24時間×稼働率×1kw当り単価×365日÷12ヶ月 (注) 稼働率とは、自動販売機が一日（24時間）のうちの何時間稼働しているかの割合であるので、一日中稼働している場合は1として算定すること。  なお、計算式及び単価は、令和4年度時点のものであるため、変更となる場合もございます。
90	271	第6編	第2章	2.5.1	(13)	「市が無料開放日等を求めた場合」とありますが、無料開放は貴市と事業者とで協議した上で決定するものと理解して宜しいでしょうか。また、参考までに想定されている年間の無料開放日数をご教授ください。	お見込みとおります。 なお、現時点では敬老の日前後の1週間以内を想定しております。
91	添付資料2				特別高圧線電線路	敷地外の接続点・受変電開閉所の条件が、現段階では明確でないものと思料します。建設する敷地の広さ・形状や地盤条件等について、入札条件の統一化のため、設定いただけませんか。設定いただけない場合、入札時に提出した前提条件と異なる場合には費用を清算いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	接続点については、九州電力送配電株との協議が整いましたので、添付資料2を参照してください。受変電開閉所の用地については、今後購入予定です。敷地広さについては約900㎡を想定しております。造成及び地質調査は、市側で別途発注しますので、現時点で地質については提示できません。 なお、精算条件は想定しておりません。
92	添付資料2				自営線施工範囲	①・②の境に記載された電柱および④・⑤の境に記載された電柱の設計、工事区分は自営線事業者という理解でよろしいでしょうか。	電柱部分については、自営線工事を実施しますが、敷地内建柱場所については自営線詳細設計の中での協議となります。
93	添付資料4				市民が直接搬入するごみ	市民搬入用ストックヤード棟の搬出車両への積込の車両において、PFI業者がパッカー車、平ボディー車へ積み込みとありますが、車両操作は別途委託業者が行うものと解釈して宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問回答書（要求水準書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
94	添付資料4				市民が直接搬入するごみ	市民搬入用ストックヤード棟の搬出車両への積込の車両において、PFI業者がパッカー車、平ボディ車へ積み込みとありますが、車両への積み込み高さは手で投入できる高さ（約800mm程度）と想定して宜しいでしょうか？	貴社の経験により、想定してください。
95	添付資料7				年度別計画処理量	本資料に提示されたR9年度の計画処理量は、1年分と思料します。R9年度は10月以降6ヶ月の運営期間ですので、6か月分の計画処理量をご提示いただけませんか？	令和9年度は90,272 tを見込んでください。

入札説明書等に関する質問回答書（落札者選定基準書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
						質問はありませんでした	

入札説明書等に関する質問回答書（様式集）

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	第2号				参加表明書 兼 参加資格確認申請書	各様式の代表企業 商号又は名称、所在地、代表者名、代表者印につきましては、貴市への入札参加資格審査申請時（令和4年度）にて登録した内容及び印鑑を使用することによってよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	第5号				参加資格確認申請書 添付資料	納税証明書（消費税及び地方消費税、法人税、法人市民税）の写し（直近1ヵ年分）とありますが、消費税及び地方消費税、法人税については、未納の税額がないことの証明（「その3の3」（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」））を提出することによってよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	第5号				参加資格確認申請書 添付資料	納税証明書（消費税及び地方消費税、法人税、法人市民税）の写し（直近1ヵ年分）とありますが、法人市民税については、貴市に納税義務がある場合に、大分市民税の納税証明書を提出するとの理解でよろしいでしょうか。	大分市を含む構成市の納税証明書がある場合は、そちらをご提出ください。 構成市の納税証明書がない場合は任意の場所の納税証明書をご提出ください。
4	第5号				参加資格確認申請書 添付資料	「本施設のプラント設備の設計・施工を行う者（エネルギー回収型廃棄物処理施設）」となっていますが、内容を鑑み、「本施設のプラント設備の設計・建設を行う者（エネルギー回収型廃棄物処理施設）」と読み替えてよろしいでしょうか。	読み替えてください。
5	第5号				参加資格確認申請書 添付資料	「本施設のプラント設備の設計・施工を行う者（マテリアルリサイクル推進施設）」となっていますが、内容を鑑み、「本施設のプラント設備の設計・建設を行う者（マテリアルリサイクル推進施設）」と読み替えてよろしいでしょうか。	読み替えてください。
6	第5号-4					公衆浴場（公衆浴場法第1条第1項で規定するもののうち、主に利用者の健康増進を目的としたものであること。）についての運営実績を有していることを証明する書類とありますが、各自自治体の公衆浴場法に基づく営業許可申請を取得した施設であり、営業許可申請の際健康増進を目的として登録はしていないものの本事業同様に一般廃棄物処理施設の余熱を利用した、健康増進施設という設置目的を満たした施設の運営維持管理実績があります。①公衆浴場営業許可書、及び②該当施設の健康増進に資する施設として設置されたことを示す仕様書があれば、運営実績を有しているということを証明できるという認識で宜しいでしょうか？	可とします。
7	第8号-6				「入札説明書 第3章 1(2)カ」に規定する残渣資源化業務を行う施設の運転実績	残渣資源化業務を行う施設の運転実績については、エネルギー回収型廃棄物処理施設やマテリアルリサイクル推進施設の運転管理業務実績とは異なり、当該業務を受託していることが確認できる書類（契約書の写し等）の添付は不要との理解でよろしいでしょうか。	何らかの証明できる資料を添付してください。
8	第14号 (別紙1～7)				入札書 費用内訳	費用内訳について適切にご理解いただくことを目的に、元々の様式の趣旨を損なわない範囲で、適宜、項目・費目を追加したり、欄外に補足情報を加えてもよろしいでしょうか。	可とします。
9	第14号 (別紙1、3、4、7)				入札価格参考資料（内訳書）、入札価格参考資料（設計・建設業務に係る費用の財源内訳）、SPCの事業収支計画、費用明細書（固定費用）	金額単位が円単位ですが、円で表示するとフォントが小さすぎて、貴市が読みづらい懸念があります。ついては提出物の紙では千円単位の表示、データは円単位で入力をご了解して頂けないでしょうか。	全ての金額が千円未満の単位で「0」となる場合は、可としますが、混在する場合は不可とします。
10	第14号 (別紙2)					【事後調査内容要確認】要求水準書P14において、環境影響評価の事後調査が設計・建設業務となっており、これには施設竣工後に発生する費用も含まれると思われませんが、様式第14号（別紙2）には、R9年度（6ヶ月）の記載欄までしかありません。環境影響評価の事後調査の費用はどのように記載すればよろしいでしょうか。	PFI事業者が実施する環境影響評価の事後調査は設計・建設期間中のみです。 要求水準書添付資料11をご参照ください。

入札説明書等に関する質問回答書（様式集）

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
11	第14号 (別紙3)				入札価格参考資料（設計・建設業務に係る費用の財源内訳）	エネルギー回収型廃棄物処理施設、およびマテリアルリサイクル推進施設、スプレー缶・蛍光灯等処理保管施設、その他の施設、の由布市の地方債の充当率が75%、90%、100%とありますが、入札説明書別紙3（43頁）では由布市の地方債充当率は交付内外とも100%となっています。75%、90%の割合・金額はどのように計算すればよろしいでしょうか。	様式集が正となります。由布市は過疎対策事業債と一般廃棄物処理事業債の併用自治体となります。（詳細な計算式は以下のとおりです。） 1）過疎対策事業債（充当率100%） 一部過疎地域である由布市は、過疎対策事業債の対象率が20.8%となります。 ①交付金対象内経費 (交付金対象内経費－交付金)×由布市負担率×20.8%×100% ②交付金対象外経費 交付金対象外経費×由布市負担率×20.8%×100% 2）一般廃棄物処理事業債（充当率90%、75%） ①交付金対象内経費 {(交付金対象内経費－交付金)×由布市負担率×90%}－上記過疎対策事業債①の充当額 ②交付金対象外経費 (交付金対象外経費×由布市負担率×75%)－上記過疎対策事業債②の充当額  ただし、入札金額の内訳や実施設計により、各市が負担すべき一般財源（民間資金調達分）の額が確定した後、それぞれの市が建設期間中に一括払いが可能と判断した際には、PFI事業者と協議の上、建設期間中に支払うこととしたいと考えています。
12	第14号 (別紙3)				その他施設	黄色に着色されたセルが入力すべきセルと思いますが、143行目の基金の欄も入力すべきセルと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	様式第14号 (別紙4)				SPCのCF	原則消費税除きの記載が求められておりますが、キャッシュフローは消費税の出入りも含める形でよろしいでしょうか。	可とします。
14	様式第14号 (別紙4)				事業収支計画 or 出来ればここに限らず 全体で。	「事業収支計画」の項目数の加除、及び名称を会計原則で一般的に使用されているもの等に変更することは可能でしょうか。例えば、「SPCの損益計算書」の営業費用に「割賦元金」とありますが、通常は損益計算書上の費用としては使われないため、修正の必要があると考えております。	可とします。
15	様式第14号 (別紙4)				②営業費用	設計・建設費を記入する欄がございませんが、その他欄に記載すればよろしいでしょうか。	適宜、名称変更や行挿入等を含め作成してください。
16	様式第14号 (別紙4)				SPCのキャッシュフロー表	Cash-inが税引き前当期純利益から開始しており、一般的に公正妥当と認められた会計原則でいうところの間接法を想起させますが、より明確な表記のため、直接法によってキャッシュフローを作成してもよろしいでしょうか。実務上も直接法による管理を行うため効率的であると思料致します。	適宜、名称変更や行挿入等を含め作成してください。
17	様式第14号 (別紙4)				法定準備金残高	法定準備金残高とは、資本準備金と利益準備金のことを指すと理解致します。その場合、資本準備金を出資時に積み立てた場合は、以降の利益準備金の積立は不要と思料致しますが、SPC設立時に出資金の1/2を資本準備金とすることは可能でしょうか。	ご提案ください。

入札説明書等に関する質問回答書（様式集）

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
18	様式第14号 (別紙4)				残高・評価指標	<p>EIRR, PIRR, DSCR, LLCRについて、内閣府が公表する算定方法に則り計算すればよろしいでしょうか。</p> <p><b>PIRR</b>  <math display="block">I = \sum \frac{C_n}{(1+r)^n}</math> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">                     I : 設備投資額(※)                      Cn : n年目の税引後当期損益+割賦原価+支払利息                      r : 割引率(PIRR)                      (※) 建中金利、開業時公租公課を含み、補助金を除く。                 </div> </p> <p><b>DSCR</b>  <math display="block">DSCR_n = \frac{C_{dn}}{P_n + I_n}</math> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">                     Cdn : n年目の税引後当期損益+割賦原価+支払利息                      Pn : n年目の借入金返済額(借入金元本償還額)                      In : n年目の支払利息額                 </div> </p> <p><b>LLCR</b>  <math display="block">LLCR = \frac{\sum(\text{元利金返済前キャッシュフローの現在価値})}{\text{借入元本}}</math> </p> <p><b>EIRR</b>  <math display="block">Cap = \sum \frac{C_{en}}{(1+re)^n}</math> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">                     Cap : 出資額                      Cn : n年目の税引後当期損益+割賦原価-借入金元本償還額                      re : 割引率(EIRR)                 </div> </p> <p>※割引率には金融機関からの借入利率を用いる</p> <p>参考：<a href="https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/policy/pfi/vfm-3/04.pdf">https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/policy/pfi/vfm-3/04.pdf</a></p>	お見込みのとおりです。
19	様式第14号 (別紙4)				法人税等	<p>法人税率は以下の算定式、税率から実効税率30.46%で考えれば宜しいでしょうか。入札上の共通条件かと思料いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>算定式 (法人税×(1+地方法人税+県民税+市民税)+事業税)÷(1+事業税)</li> <li>税率 法人税23.20%、地方法人税10.30%、県民税1.80%、市民税8.40%、事業税3.60%</li> </ul>	提案する事業所規模等に応じて提案ください。
20	様式第14号 (別紙4)				残高・評価指標	<p>EIRR、PIRR、LLCRは投資評価指標なので、毎年出せるものではありません。プロジェクト全体のEIRRを最終年度にお示しすればよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
21	第14号 (別紙5)				運営費内訳	<p>本様式においてその他付帯施設（余熱利用施設除く）に記載すべき費用は、エネルギー回収型廃棄物処理施設の運営費に含まれるものの内、エネルギー回収型廃棄物処理施設及び計量棟（他建屋での計量及び表示等のシステムを含む）で発生する運営費を除いた運営費と理解してよろしいでしょうか。</p>	エネルギー回収型廃棄物処理施設の運営費に含まれるものの内、エネルギー回収型廃棄物処理施設のみを除いた運営費をご記入ください。
22	第14号 (別紙5)					<p>資源化費用は前提を明確にするため、資源化業者毎に分けて記載してよろしいでしょうか。</p>	資源化事業者毎に分けて記載してください。
23	第14号 (別紙7)				費用明細書 (固定費用)	<p>様式のセルフ12、F25、F31、F44、F67、等々に予め数式が入力してありますが、年平均の費用は19.5年の総額を19.5で除する形でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
24	様式15号-1-4 (別紙)				SPCの出資構成及び資金調達計画	<p>「※3 金融機関等からの融資確約、関心表明等を添付する場合は、添付資料に取りまとめて提出すること。」とありますが、入札時に金融機関から受領する「融資確約」は「関心表明書等の書類」と同等の効力しか持ちません。それを踏まえ、各社の提出資料の内容を適切にご判断いただくことを希望いたします。</p>	意見として承ります。

入札説明書等に関する質問回答書（リスク管理方針書）

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1				18, 19	金利変動リスク	「運営段階のリスクとして、事業者が負担するリスクへの対応等について、一定の範囲内（運営開始後10年間分）は、負担とする」となっておりますが、運営開始時、及び11年目時に金利率が見直されることとなっておりますので、それぞれ見直される金利率の範囲内において、金利変動リスクを事業者で負担するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2				20, 21	不可抗力リスク	昨今の新型コロナウイルス、ウクライナ情勢等、疫病・戦争・紛争等に起因する工期の遅延や費用増加は事業者でコントロールできないリスクであるため、当該事例及び類似事例起因で生じたリスクについては発注者負担の前提で協議いただきますようお願いいたします。	不可抗力とは「通常予見可能な範囲外のもの」であり、入札提案書類提出時に予測できたものは除外されます。 また、事象発生時のPFI事業者の対応状況も含めの判断となります。

入札説明書等に関する質問回答書（基本協定書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	2	3	4	6	PFI事業者の設立	「発注者の事前の書面による承諾なくしてPFI事業者の株式を第三者に譲渡（構成員間における譲渡を含む。）、担保権の設定、又はその他の処分（これらの予約も含む。）をしないものとし、PFI事業者は、構成員以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法により資本参加させないこと。とありますが、PFI事業者が銀行から融資を受ける際、株式に担保を設定することとなりますので、このような担保権の設定にはご承諾いただけるものと認識しておりますが、その理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	2	3	4	7	PFI事業者の設立	「構成員は、PFI事業者が債務超過に陥った場合、資金繰りの困難に直面した場合など、事業の実施に重大な支障が生じる懸念がある場合には、連帯してPFI事業者への追加出資又は融資を行うこと。また、その他発注者が適切と認める支援措置を講ずること。」とありますが、本事業はプロジェクトファイナンス方式で資金調達することが前提になっており（入札説明書）、融資銀行の事前の本事業の事業性/事業収支計画の評価・審査及びその後は事業期間中、融資銀行のモニタリングの下に実施される事業であること、また、構成員として金額上限のない金銭支援は対応不可であり、かつ構成員連帯での金銭支援の実施は、地元企業を含めた本事業への幅広い参画が難しくなります。よって本条文を削除頂くか、もしくは連帯での追加出資や融資に限らず、事業者から他の支援方法を検討し、ご提案することに代えさせて頂きたいをお願いします。	基本協定書（案）のとおりとします。支援の内容をご提案ください。
3	3	6	1	(1)	事業契約を締結しない場合	地元企業や特定の業務を実施する企業（残渣運搬・残渣資源化業務）の積極的な事業への参画を妨げる懸念がありますので、下記のとおり変更を希望いたします。 （変更前） (1) 構成企業のいずれかが、入札説明書において定められた入札参加資格を欠くこととなったとき。 （変更後） (1) 構成員のいずれかが、入札説明書において定められた入札参加資格を欠くこととなったとき。	基本協定書（案）のとおりとします。公正な入札とする上での必要な規定であると考えます。
4	3	6	1	(2)	事業契約を締結しない場合	地元企業や特定の業務を実施する企業（残渣運搬・残渣資源化業務）の積極的な事業への参画を妨げる懸念がありますので、下記のとおり変更を希望いたします。 （変更前） (2) 構成企業が、正当な理由なく事業契約締結に向けた発注者との協議に着手しないとき。 （変更後） (2) 構成員が、正当な理由なく事業契約締結に向けた発注者との協議に着手しないとき。	基本協定書（案）のとおりとします。公正な入札とする上での必要な規定であると考えます。
5	4	7			事業契約を締結しない場合の違約金及び損害賠償	6条の規定により、発注者が事業契約に関し仮契約を締結しない場合には、構成企業が発注者に違約金等及び損害賠償金を支払う義務を負うとなっておりますが、帰責事由のある構成員が発注者に違約金等及び損害賠償金を支払うことに変更いただけないでしょうか。	基本協定書（案）のとおりとします。
6	5	12	3、4		秘密保持	第11条3項第2号の「法令に従い開示が要求される場合」、第4項の「本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。」場合には、情報公開条例に従い開示が要求される場合が想定されていると思料致しますが、PFI事業者の構成企業の営業秘密、ノウハウ等にあたる秘密情報については、大分市情報公開条例7条（2）ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのないもの」に該当しますので、情報公開の例外として開示対象とならないという理解で宜しいでしょうか。	大分市情報公開条例に基づき、判断します。

入札説明書等に関する質問回答書（事業契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	別紙内訳書				設計・建設業務に係る対価の年度別内訳額	貴市からの対価の支払年度別の支払金額内訳額に加え、対価の発生年度（債権確定年度）の対価の発生金額内訳額も添付してもよろしいですか。	可とします。 落札者との契約協議時に具体的な資料について協議します。
2	別紙内訳書				運営業務に係る対価の年度別内訳額	貴市からの対価の支払年度別の支払金額内訳額に加え、対価の発生年度（債権確定年度）の対価の発生金額内訳額も添付してもよろしいですか。	可とします。 落札者との契約協議時に具体的な資料について協議します。
3	4	5	5		事業用地	「汚染土壌、地中埋設物又は地盤沈下（省略）」とありますが、地盤条件について、事業者は貴市が提供するボーリングデータ等に基づき入札見積前提条件を確定させることとなりますので、事業者が予期し得ない地盤条件が判明した場合も本項の適用を受けることとしていただけますでしょうか。	要求水準書の添付資料2にて提示する地点以外のデータは想定となりますが、資料から想定し得ず、大幅に異なると認められる場合等に限り、協議に応じます。
4	4	7	2		受注者の役割等	「受注者は、[グループ名]を構成する構成企業のすべてを管理監督し指導するものとし、本事業遂行上の発注者の意向を構成企業全体に周知徹底させるものとする。」とありますが、構成企業は、3者契約の当事者となる場合もあり、各3者契約である冒頭序文の通り、PFI事業者の責任範囲は、当該業務委託契約上の事務手続及び発注者と残渣運搬事業者・残渣資源化事業者間の取次ぎのみとありますので、「受注者は、[グループ名]を構成する本事業契約に係る構成企業のすべてを管理監督し指導するものとし、本事業契約遂行上の発注者の意向を構成企業全体に周知徹底させるものとする。」としていただきたいと思います。	事業契約書（案）のとおりとします。 本事業全体を通じてPFI事業者の指導・協力等のもとで、必要な対応が講じられることを求めています。
5	5	8	2		交付金	「発注者及び受注者は、交付金の交付額が整備割賦払金の金額に影響を及ぼすことを認識し、発注者が交付金の交付を受けた実額が交付を受ける想定額と異なる場合には、発注者及び受注者は整備割賦払金の改定等について協議を行う。」とありますが、PFI事業者の帰すべき事由によらず交付金が減額される場合の差額分のお支払い方法については、原則、一括で支払っていただくこととし、それ以外の整備割賦払金の増額による支払方法については協議とさせていただきますでしょうか。整備割賦払金の増額の変更契約を行う場合、融資契約締結後の追加の資金調達については、対応に当たり追加的に発生する金融費用を貴市にご負担いただく必要があることや、対応の可否について融資金融機関との協議や審査手続きが必要となるためです。	金額と予算の関係から、一括支払いの可否も含め検討し、協議を行います。
6	5	8	2		交付金	交付金の減額に伴う整備割賦払金の増額に関して、金融機関からの融資及びその契約との関係から事業者側で柔軟に対応することは難しいため、交付金減額分を発注者が一括支払金として負担することを原則とするようご検討ください。	金額と予算の関係から、一括支払いの可否も含め検討し、協議を行います。
7	7	15	3		設計の変更	「損害、損失又は費用」には、受注者に発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	7	15	3	(1)	設計の変更	発注者帰責の設計変更の場合の増加費用のお支払い方法については、原則、一括で支払っていただくこととし、それ以外の整備割賦払金の増額による支払方法については協議とさせていただきますでしょうか。整備割賦払金の増額の変更契約を行う場合、融資契約締結後の追加の資金調達については、対応に当たり追加的に発生する金融費用を貴市にご負担いただく必要があることや、対応の可否について融資金融機関との協議や審査手続きが必要となるためです。	金額と予算の関係から、一括支払いの可否も含め検討し、協議を行います。
9	7	15	3	(1)	設計の変更	事業者が予期し得ない地盤条件が判明したことにより発生する事業者の追加費用は、本号に基づき発注者負担とさせていただきますでしょうか。	事象発生時に、内容や状況を確認の上、協議します。
10	8	16	4		事前調査	「追加的な費用が増加する場合」とは、受注者に合理的な金融費用が追加的に発生した場合を含むとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	8	17	4		本工事に伴う近隣対策	第4項の適用がある場合、「損害、損失又は費用」には、受注者に追加的に発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問回答書（事業契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
12	9	17	4		本工事に伴う近隣対策	「入札説明書等において発注者が設定した条件」とは入札説明書52頁「近隣対応リスク」のことを指すと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、これに限りません。
13	9	17	4		本工事に伴う近隣対策	「近隣対策により受注者に生じた損害、損失又は費用（本事業を遂行する当たり受注者において当該近隣対策の実施により生ずる追加的な費用を含む。）」のうち、環境アセス結果及び法令上の規制基準を超過せず、かつ本事業の実施に伴い通常避けることができない事象に対する近隣対策の費用については、本施設の設置そのものに対する費用ですので、発注者にご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事象発生時に内容や状況を確認の上、本事業の実施に伴い通常避けることができない事象か否かを含め協議します。
14	14	34	2		工事の一時停止	受注者の責めに帰さない事由による工事の一時停止に伴う増加費用は、例外なくお支払いいただくよう変更いただけないでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。 事象発生時に、内容や状況を確認の上の判断となります。
15	14	34	2		工事の一時停止	本項に定める協議の後90日以上本件工事再開の通知がされない場合の受注者による契約解除の取り扱いについては、第69条または第72条の規定が準用されるという理解でよろしいでしょうか。	第34条第2項に基づき解除できます。 発注者が本事業契約の定めるところに従って履行すべき対価その他の金銭の支払を遅延した場合は第72条第2項が準用されます。
16	14	34	3		工事の一時停止	第3項の適用がある場合、「損害、損失又は費用」には、受注者に発生する合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	14	34	3	(2)	工事の一時停止	受注者の責めに帰さない事由による工事の停止に伴う増加費用は、原則、一括で支払っていただくこととし、それ以外の整備割賦払金の増額による支払方法については協議とさせていただきますでしょうか。整備割賦払金の増額の変更契約を行う場合、融資契約締結後の追加の資金調達については、対応に当たり追加的に発生する金融費用を貴市にご負担いただく必要があることや、対応の可否について融資金融機関との協議や審査手続きが必要となるためです。	金額と予算の関係から、一括支払いの可否も含め検討し、協議を行います。
18	14	35	2		設計・建設期間又は工程の変更	「その責めに帰すことができない事由」とありますが、これには事業者が予期し得ない地盤条件が判明した場合もこれに含むこととさせていただきますでしょうか。	事象発生時に、内容や状況を確認の上、事業者が予期し得なかったかを含め協議します。
19	15	35	6		設計・建設期間又は工程の変更	「本施設の一般廃棄物処理施設の設置許可申請の取得日が、取得予定日より遅れたこと等の許認可申請及び各種届出にかかる設計・建設期間の変更は、受注者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。」とありますが、「受注者に起因する遅れの場合は、受注者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。」に変更お願いいたします。 また、発注者の責めに帰すべき事由により当該許認可申請及び各種届出に遅延が生じた場合は、「発注者と受注者は協議の上、工期の変更と変更に伴う追加費用の負担等について決定するものとする。」とありますが、大分市様の責めに帰すべき事由となりますので、公平性を保つために発注者負担に変更お願いいたします。	事業契約書（案）のとおりとします。
20	15	36			設計・建設期間変更の場合の費用負担	設計・建設期間が変更され完工日が変更となった場合、運営業務に係る対価の支払スケジュールは、完工日から19.5年間にわたって支払われるものと理解してよろしいでしょうか。	P F I 事業者、残渣運搬事業者、残渣資源化事業者、余熱利用施設運営事業者と協議の上で決定します。
21	15	36	1		設計・建設期間変更の場合の費用負担	第1項の適用がある場合、「損害、損失又は費用」には、受注者に発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	15	36	1	(1)	設計・建設期間変更の場合の費用負担	受注者の責めに帰さない事由による設計・建設期間変更に伴う増加費用は、原則、一括で支払っていただくこととし、それ以外の整備割賦払金の増額による支払方法については協議とさせていただきますでしょうか。整備割賦払金の増額の変更契約を行う場合、融資契約締結後の追加の資金調達については、対応に当たり追加的に発生する金融費用を貴市にご負担いただく必要があることや、対応の可否について融資金融機関との協議や審査手続きが必要となるためです。	金額と予算の関係から、一括支払いの可否も含め検討し、協議を行います。
23	15	36	1	(1)	設計・建設期間変更の場合の費用負担	事業者が予期し得ない地盤条件が判明したことにより発生する事業者の追加費用は、本号に基づき発注者負担とさせていただきますでしょうか。	事象発生時に、内容や状況を確認の上、事業者が予期し得なかったかを含め協議します。

入札説明書等に関する質問回答書（事業契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
24	16	38	1		本施設への損害	第1項が適用される場合、「損害、損失又は費用」には、受注者に発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	16	39			本施設の引き渡し	金融機関からの借入（完工後ローン）に必要となるため、本施設の引き渡し時に貴市からSPCに対し、引き渡しを証する書面の発行をお願いできますでしょうか。	市より整備業務の履行の完了を証する業務完了証を作成し、交付する予定です。事業契約書（案）第33条をご確認ください。記載内容は、必要に応じてPFI事業者と協議します。
26	16	40	1		運営開始の遅延	発注者の責に帰すべき事由により運営開始が遅延した場合について、受注者は遅延期間分の運営業務に係る対価をお支払い頂くことはできないこととなっておりますが、遅延期間においても受注者で固定費分の費用が発生する可能性がありますので、遅延期間分の運営期間に係る対価のうち固定費分については受注者にお支払いいただけないでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。
27	16	40	1		運営開始の遅延	第1項の適用がある場合、「損害、損失又は費用」には、受注者に発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	事象発生時に、内容や状況を確認の上、協議します。
28	16	40	2		運営開始の遅延	第2項について、発注者の責めに帰すべからざる事由の場合の損害、損失及び費用をすべて受注者が負担することとなり、受注者のリスク負担が過大であると思料します。ついては、「発注者の責めに帰すべからざる事由により」ではなく、「受注者の責めに帰すべき事由により」への変更をお願いいたします。	事業契約書（案）のとおりとします。
29	21	47	6	(4)	運営業務	「要求水準書等に…問わず、」とありますが、受注者の責に帰すべからざる事由（不可抗力や法令変更による場合を含みます。）により運営対象施設の運転の停止又は一部の運転停止が生じた場合であっても受注者が損害、費用、損失その他の責任の一切を負担することは公平性及び合理性を欠くものと考えます。よって、この場合には受注者は負担する義務を負わないものと理解してよろしいでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。 「本事業契約に別段の定めがある場合…を除く」との記載のとおり、不可抗力や法令変更の場合は第66条に従います。
30	21	47	7		運営業務	「この内容は発注者と受注者で別途締結する委託契約によるものとする。」とありますが、本事業契約上の業務にも関わらず、別途委託契約を締結する理由をご教示願います。	大分市財務規則第47条に則り別途契約とさせていただきます。
31	21	48	2		副生成物の有効利用	残渣資源化業務は、事業契約とは別の残渣資源化業務委託契約に基づく、残渣資源化事業者の義務責任で行い、PFI事業者は個別業務契約における事務手続きのみを実施するため、事業契約における本項目は削除いただきたく願います。	事業契約書（案）のとおりとします。 本事業全体を通じてPFI事業者の指導・協力等のもとで、必要な対応が講じられることを求めています。
32	21	48	3		副生成物の有効利用	残渣資源化業務は、事業契約とは別の残渣資源化業務委託契約に基づく、残渣資源化事業者の義務責任で行い、PFI事業者は個別業務契約における事務手続きのみを実施するため、事業契約における本項目は削除いただきたく願います。	No. 31をご参照ください。
33	22	48	3		副生成物の有効利用	残渣の資源化業務については別途3者契約により残渣資源化契約書を締結しており、その業務に関するモニタリングを規定する場合、本事業契約でなく、残渣資源化業務委託契約内において規定することが合理的であると考えます。	No. 31をご参照ください。
34	23	50	1		第三者による実施	民間資金等活用事業推進委員会の「PFI標準契約1（公用施設整備型・サービス購入型版）」（平成22年3月30日版）21ページの通り、運営受託者から構成企業への委託については、本項を適用しないものと理解してよろしいでしょうか。	構成企業の役割として、運営業務に関わることを予め示した構成企業については、お見込みのとおりです。
35	24	54	3		非常時又は緊急時の対応等	第3項の適用がある場合、「受注者が被った損害」には、受注者に発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	事象発生時に、内容や状況を確認の上、協議します。
36	24	55	4		容量超過に関する措置	第4項の適用がある場合、「追加費用及び損害」には、受注者に発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	事象発生時に、内容や状況を確認の上、協議します。

入札説明書等に関する質問回答書（事業契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
37	25	57			ごみ量	本条文について、ごみ量の変動に伴う変動費の算定を規定するべきと思料しますので下記への変更を行うことが合理的と考えます。 (変更前) 運営対象施設に搬入される処理対象物の量は、要求水準書等に定める計画処理量に対し増減する。 (変更後) 運営対象施設に搬入される処理対象物の量が、要求水準書等に定める計画処理量に対し増減する場合は、変動費の処理単価をもって変動費を算定する。	事業契約書（案）のとおりとします。
38	25	57			ごみ量	計画処理量に対し運営施設に搬入される処理対象物の量が著しく変動したことに起因する、固定費の増加や変動費単価の不整合が生じた場合、入札説明書別紙4 ※5の記載に基づき、固定費や変動費単価の見直しについて協議できるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	25	58	2		ごみ質	第2項の適用がある場合、「費用の増加分」には、受注者に発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	事象発生時に、内容や状況を確認の上、協議します。
40	26	62	3		損害の発生	「カバレッジ」とは「補償」を意味しているのでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	26	64	2		対価の改定	物価変動により設計・建設業務対価の変更に至った場合、改訂額の支払方法は、原則、一括で支払っていただくこととし、それ以外の整備割賦払金の増額による支払方法については協議とさせていただきますでしょうか。整備割賦払金の増額の変更契約を行う場合、融資契約締結後の追加の資金調達については、対応に当たり追加的に発生する金融費用を貴市にご負担いただく必要があることや、対応の可否について融資金融機関との協議や審査手続きが必要となるためです。	金額と予算の関係から、一括支払いの可否も含め検討し、協議を行います。
42	27	64	2	(1)	対価の改定	エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の設計・建設は、土木・建築工事とプラント工事（設機械設備・配管・電気計装工事）の異業種混同工事になります。各業種で物価等の変動が異なるので、各業種毎に本条項を適用して頂けないでしょうか。	事象発生時に、内容や状況を確認の上、協議します。
43	27	66	1		法令変更及び不可抗力	第1項が適用される場合、「損害、損失又は費用」や「追加的な費用」には、受注者に発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	事象発生時に、内容や状況を確認の上、協議します。
44	27	66	3・4		法令変更及び不可抗力	法定変更及び不可抗力による解除による損害、損失及び費用（受注者に発生した金利スワップ解約コスト等の合理的な金融費用を含む）についても、2項のとおり、それぞれ別紙3、別紙4が適用されるものとの理解でよろしいでしょうか。	事象発生時に、内容や状況を確認の上、協議します。
45	30	74	1	2	違約金等	違約金の金額について、「本施設すべての引渡完了日後に解除された場合、別紙9に定める整備割賦払金の償還表の残存価格の100分の10に相当する金額」とありますが、本事業の事業費規模により整備割賦払金が大きく、民間資金調達上、融資条件悪化により事業費が増大するデメリットがあるため、第10条2項(2)号の契約保証金と同等額の運営期間中に発注者が支払う各事業年度の運営業務に係る対価の100分の10以上としていただけないでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。
46	30	74	1	2	違約金等	違約金の金額について、「本施設すべての引渡完了日後に解除された場合、別紙9に定める整備割賦払金の償還表の残存価格の100分の10に相当する金額」とありますが、償還表の残存価格とは、割賦元金の未払残高との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	30	74	2		違約金等	「発注者は、前項の場合において、第10条の契約保証金をもって違約金に充当することができる。」とありますが、契約保証金が貴市に差し入れられている場合、違約金の支払いは、契約保証金がまず充当（没収）されて、当該違約金の支払いに不足する額がある場合に、貴市に当該不足額を支払うものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問回答書（事業契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
48	30	74	4		違約金等	「第69条又は第72条の規定により本事業契約が解除された場合、受注者は、発注者に対して、当該解除により被った合理的な損害の賠償を請求することができる。」とありますが、当該解除により被った合理的な損害に、受注者に発生した金利スワップ解約コスト等を含む合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	事象発生時に、内容や状況を確認の上、協議します。
49	30	75	3~5		本施設の引渡日前の解除の効力	本条文は、違約金等の存在が前提とされていることから、第70条（受注者の債務不履行等による解除）の規定による解除の効力を規定しているものと思料致します。したがって、それ以外の事由による解除の効力について本条文の規定が適用されることのないように、第75条第3項から5項は、第70条による解除の抗力であることを明記願います。	事業契約書（案）のとおりとします。
50	31	75, 76			本施設の引渡日前の解除の効力、本施設の引渡日後の解除の効力	自治体帰責や法令変更・不可抗力による事業契約解除時には金利スワップのブレイクコスト含む合理的な金融費用は自治体負担となる理解でよろしいでしょうか。	事象発生時に、内容や状況を確認の上、協議します。
51	31	76	2		本施設の引渡日後の解除の効力	本項目について発注者が支払い義務を免れるのは受注者による業務の未履行かつ対価を未払いのものを対象とすると思料しますので、内容の齟齬が生じることを防ぐため下記の変更を希望します。 (変更前) 本事業契約の解除日以降、発注者は、運営業務に係る対価のうち未払いのものの支払義務を免れるものとし、本事業契約の解除日が属する支払対象期間に関する運営業務に係る対価に関しては、実働ベースで精算を行って支払を行うものとする。 (変更後) 本事業契約の解除日以降、発注者は、運営業務に係る対価のうち受注者による業務の未履行かつ発注者が未払いのものの支払義務を免れるものとし、本事業契約の解除日が属する支払対象期間に関する運営業務に係る対価に関しては、実働ベースで精算を行って支払を行うものとする。	事業契約書（案）のとおりとします。
52	31	76	3	-	-	引渡後の解除において、原則としては施設整備費割賦料を一括にてお支払いいただける建付けかと存じますが、協議の上で分割にて支払うこととなった場合、割賦手数料も併せてお支払いいただけるとの認識にて問題ございませんでしょうか。	事象発生時の協議により決定します。
53	31	76	3		本施設の引渡日後の解除の効力	「支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定する。ただし、一括して支払う場合は、別紙9に定める整備割賦払金の償還表の当該支払日以降の利息を控除する。」とありますが、整備割賦払金の未払額を一括して支払う場合もしくは、償還表の支払スケジュールを変更する場合、受注者に金利スワップ解約に伴う追加的な金融費用が発生しますが、当該費用につき発注者でご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事象発生時に、内容や状況を確認の上、協議します。
54	31	78	2		関係書類の引き渡し等	発注者は、事業契約の解除時に受注者が提出した図書等を本施設の運営のために無償で自由に使用できることになっておりますが、当該図書を第三者に開示、提供する場合に事前に受注者と開示、提供の可否及び範囲について協議して合意の上、開示、提供等いただけるものと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおり協議を行いますが、第三者が本施設の運営を行う上で必要となる資料は公開することが前提となります。
55	32	81	2		本事業終了に際しての措置	「ただし、発注者の責めに帰すべき事由により本事業契約が終了した場合には、撤去費用に係る損害賠償請求を妨げない。」とありますが、発注者の帰めに帰すべき事由ですので、受注者に追加的に発生する撤去費用に係る合理的な費用はお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問回答書（事業契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
56	34	87	3・4		秘密保持	第87条3項第2号の「法令に従い開示が要求される場合」、第4項の「本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。」場合には、情報公開条例に従い開示が要求される場合が想定されていると思料致しますが、PFI事業者の構成企業の営業秘密、ノウハウ等にあたる秘密情報については、大分市情報公開条例7条(2)ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのないもの」に該当しますので、情報公開の例外として開示対象とならないという理解で宜しいでしょうか。	対象となるか、否かは、大分市情報公開条例に基づく関係機関の判断によります。
57	35	92	2		権利等の譲渡制限	「融資に係る担保提供に関する限り、一遅延されないものとする。」とありますが、SPCに融資を行う金融機関を担保権者とし、以下の①～③の担保設定することについて、貴市の承諾は頂けるという理解でよろしいでしょうか。 ①SPCの出資者が保有するSPCの株式又は持分 ②SPCが貴市に対して有する債権 ③SPCが有する契約上の地位	お見込みのとおりです。
58	36	96			要求水準書等の変更	貴市のご判断で要求水準書を変更することができる旨の記載がありますが、この変更に伴い、支払金額等の必要な変更を行うと記載されておりますが、要求水準書変更に伴う事業契約の変更は貴市との協議との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	40	別紙3			法定変更による費用の負担割合	消費税及び地方消費税の変更については、「1 本事業に直接関連する法令又は税制の制定・改正の場合」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	42	別紙5			保険（第18条、第33条、第62条）	要求水準書P224 1.2.14では、「PFI事業者は運営期間中、本事業の運用上必要と考える保険に加入するものとする。加入する保険の種別等については、市と協議の上決定するものとする。」と記載している一方で、事業契約書別紙5 2には運営期間中の保険として、第三者損賠賠償責任保険と機械保険（火災を除く）と記載されています。これは、事業契約書の「※上記は受注者が付保すべき保険の例示であり、上記以外の保険を付保することを妨げるものではなく、受注者の提案によるものとする。」との記載があるように、事業契約書の保険はあくまで例示であり、運営期間中の付保する保険は事業者が自由に選定してよいという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、第三者損賠賠償責任保険には加入ください。
61	42	別紙5			保険（第18条、第33条、第62条）	1 設計・建設期間中の保険 (2)整備工事保険 との記載がありますが、これは要求水準書P36 1.5.14 (2)建設工事保険が正であり、「整備工事保険」は誤記であるという認識でよろしいでしょうか。その場合、記載の修正をお願い致します。	お見込みのとおりです。 落札者との契約協議時に修正します。
62	42	別紙5			保険（第18条、第33条、第62条）	建設工事保険とありますが、名称が異なる同等内容の保険を付保することで対応してもよろしいでしょうか。重複する保険を付保することによる事業費増大を懸念しております。	可とします。

入札説明書等に関する質問回答書（残渣運搬業務委託契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	前文				3 履行期間	(業務期間)について令和9年10月1日からとなっておりますが、廃掃法による処理業務の再委託禁止から、試運転期間も残渣運搬事業者が実施する必要があります。ついては本契約の業務期間を試運転開始日を始期日とする等のご対応をいただけると考えてよろしいでしょうか。	残渣運搬業務委託契約書（案）のとおりです。 試運転を含めた設計・建設期間においてはPFI事業者が責任をもって処理、処分することになります。
2	前文				前文本文	PFI事業者の役割は「事務手続き」と「取次ぎ」とありますが、本契約にはPFI事業者の役割としてそれを超えていると思われる箇所や、PFI事業者と残渣運搬企業の役割分担が不明瞭な箇所が多くあると思料いたします（特に「PFI事業者等」と記載されている部分）。PFI事業者の「事務手続き」「取次ぎ」という役割を踏まえ、かかる記載につき再考いただけないでしょうか。	残渣運搬業務委託契約書（案）のとおりです。 PFI事業者には、本事業が円滑に進むよう支援、協力を求めています。 PFI事業者と残渣運搬事業者間の役割分担は、相互での決めごとであると考えます。
3					表書き	「本残渣運搬業務委託契約は・・・市町村、SPC及び処理業者間の三者契約として締結するものであるが、委託者を発注者、受託者を残渣運搬事業者とするものであり、PFI事業者は本残渣運搬業務委託契約上の事務手続き及び発注者と残渣運搬事業者間の取次ぎのみを行うものとする。」とありますが、「契約上の事務手続き」や「取次ぎ」とは具体的に何を指すのでしょうか。	残渣運搬事業者が要求水準書、残渣運搬業務委託契約書（案）に規定された業務や各種対応を行うに際し、同種事業において経験豊富なPFI事業者には、その業務や各種対応が円滑に進むよう支援、協力を求めています。
4	1	1	10			「・・・当該未入手を理由として、本業務の困難性、又はコストを最適に見積もることができなかつた旨を主張することはできない。」とありますが、性状（含有成分、粒度、粘性、乾燥・水分含有度、酸性・アルカリ性等）データ及びサンプル品のご提供による確認無くしては運搬のコストを適切に見積もることはできませんので、見積もり前にこれら情報のご提供をお願いいたします。 残渣運搬業務の実行は残渣性状に大きく左右され、性状によって使用車両の車体構造が変わり、また業務に係る時間や危険度また使用する用具も変わるため、当然コストも異なります。データ及びサンプル品のご提供による確認ができないことを「当該未入手を理由として、本業務の困難性、又コストを適切に見積もることができなかつた旨を主張することができない」とされるようでは、残渣運搬事業者は高いリスクを負うことになり公正を欠くと思われませんが、いかかでしょうか。	残渣の種類や品質は処理方式により異なります。また、残渣の性状については、残渣資源化事業者と施設の運営管理を行うPFI事業者間で確認する事項であると考えております。 PFI事業者の提案する処理方式でのPFI事業者の経験から設定し、PFI事業者と一体となってご提案いただくものであると考えます。
5	5	15	3		残渣の運搬	本項については、残渣運搬事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と残渣運搬事業者間の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。 (変更前) PFI事業者等は、残渣の運搬経路を変更する場合は、第10条に規定する業務実施計画書を変更して、発注者に提出し、その確認を受けなければならない。 (変更後) 残渣運搬事業者は、残渣の運搬経路を変更する場合は、第10条に規定する業務実施計画書を変更して、PFI事業者を通じて発注者に提出し、その確認を受けなければならない。	残渣運搬業務委託契約書（案）のとおりです。 PFI事業者の指導・協力等のもとで、必要な対応が講じられることを求めています。 業務実施計画書変更後の提出方法を記載の方法とするかは、PFI事業者と残渣運搬事業者間での決めごとであると考えます。
6	5	15	4		残渣の運搬	本項については、残渣運搬経路の変更の帰責者が費用を負担することが合理的と思料いたします。また、PFI事業者への運搬経路変更の費用負担は、業務範囲（三者契約における事務取次ぎのみ）外の過度なリスク負担となるため、当事者間での負担が妥当だと考えます。ついては下記の変更をお願いいたします。 (変更前) 前項の場合は、運搬経路の変更に伴う運搬費用の増加はPFI事業者等が負担する。ただし、運搬経路の変更が、不可抗力又は発注者の責めに帰すべき事由である場合は、この限りでない。 (変更後) 前項の残渣の運搬経路の変更が残渣運搬事業者の責めに帰すべき場合は、運搬経路の変更に伴う運搬費用の増加は残渣運搬事業者が負担する。ただし、運搬経路の変更が、不可抗力又は発注者の責めに帰すべき事由である場合は、この限りでない。	残渣運搬業務委託契約書（案）のとおりです。 PFI事業者の指導・協力等のもとで、必要な対応が講じられることを求めています。 経路変更による費用負担についてはPFI事業者と残渣運搬事業者間での決めごとであると考えます。

入札説明書等に関する質問回答書（残渣運搬業務委託契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
7	5	16			運搬のユーティリティ条件	運送業において「運搬」とは、基本的に引取り地点から荷降ろし地点まで移動させることにのみ該当するものであり、積込み作業及び荷降ろし作業は含まれませんが、本事業についてもこのようなご認識でしょうか。 (H29年11月施行)国土交通省告示「標準貨物自動車運送約款等の改正」でもこれは示されております。積込み作業及び荷降ろし作業は含まないとした場合、これらに必要なユーティリティは残渣運搬事業者が確保すべきものではなく、積込み作業においてはエネルギー回収型廃棄物処理施設が、荷降ろし作業においては残渣資源化事業者が、それぞれ確保し、負担すべきものと考えますがいかかでしょうか。	本施設内での搬出車両への積込み作業はPFI事業者が行います。(要求水準書をご確認ください。) 残渣資源化処理施設での荷下ろしは施設毎で異なることが想定されることから、特に規定しません。 ユーティリティ条件との用語で誤解を与えましたが、運搬車両の燃料等を指すものとお考え下さい。
8	5	18	3		運搬できない場合の措置	「・・・残渣を発注者の指定する代替施設に運搬することを指示できるものとする。」「発注者は、かかる運搬に関してPFI事業者等に生じた追加費用を負担しないものとする。」とありますが、これでは、受入れ停止等残渣資源化事業者側の責により運搬できない状況が生じ残渣運搬事業者の責に帰すべき事由が無いにもかかわらず運搬先が変更(より遠距離の場所を代替施設として指定)された場合においても、運搬における追加費用が残渣運搬事業者が生じて多大な負担を一身に背負うこととなります。これは、エネルギー回収型廃棄物処理施設から排出された残渣性状の異常により残渣資源化事業者が受入れを停止した場合の代替資源化事業者施設等への運搬についても同様と考えます。これらの場合に残渣運搬事業者に対して実行する何らかの救済措置についてはお考えでしょうか。また、書き加えることは可能でしょうか。そうでなければ、上記のようなケースでは、残渣運搬事業者ばかりが高いリスクを負うことになり公正を欠くと思われそうですが、いかかでしょうか。	公正な入札の実施の観点から、救済措置はありません。 事業発生時の増額分は、要因者負担とするなど、PFI事業者と残渣運搬事業者、残渣資源化事業者間での決めごとであると考えます。
9	5	18	3		運搬できない場合の措置	「発注者は、かかる運搬に関してPFI事業者等に生じた追加費用を負担しないものとする。」とありますが、残渣資源化業務に起因した費用の負担については残渣資源化業務契約において規定することが合理的と思料いたします。また残渣資源化業務契約の業務に起因した費用負担(運搬費用の増加)を残渣運搬事業者及び本契約における事務取次を行うPFI事業者に負担させることは非合理的であると思料いたします。ついては当該運搬に関して生じた費用負担を発注者が行うことに変更願います。	No.8をご参照ください。
10	7	22	1~4		発注者による業務遂行状況のモニタリング	本業務は残渣運搬事業者によって実施されるものであり、モニタリングの対象は「PFI事業者等」ではなく「残渣運搬事業者」とすることが合理的と思料します。	残渣運搬業務委託契約書(案)のとおりです。 各種規定事項は、PFI事業者の指導・協力等のもとで、実施されることを求めています。
11	6	23			発注者による業務の是正勧告	「前条の規定によるモニタリングの結果、残渣運搬事業者による本業務の遂行が本残渣運搬業務委託契約、要求水準書等又は事業者提案に定める水準を満たしていない場合は、発注者はPFI事業者等に対して、事業契約別紙7に従って必要な是正勧告その他の措置を講じることができる。」とありますが、本業務の遂行は残渣運搬事業者によって行われるものであり、残渣運搬事業者は事業契約の当事者ではないため、本業務に関するモニタリングを規定する場合は、本契約において規定していただく必要があると存じます。	「事業契約別紙7に従って」を削除します。 なお、是正勧告を受けた場合は、PFI事業者等は、速やかに改善対策と改善期限について市と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を市に提出し、市の確認を得ることとする。なお、業務改善計画書の提出期限は、市から是正勧告を受けた日から原則2週間以内とするが、市とPFI事業者等との協議により延長することができるものとする。 以上を契約当事者である三者での契約協議時に追記します。
12	7	23	1		発注者による業務の是正勧告	「事業契約別紙7に従い必要な是正勧告その他の措置を講じる」とありますが、本契約における契約主体である残渣運搬事業者へのモニタリングの結果に伴う是正勧告その他の措置(残渣運搬業務委託料の減額等)は事業契約に規定するのではなく、本契約において新たに規定されることが合理的であると考えます。事業契約別紙7は、事業契約上の業務に係るモニタリングの結果に伴うPFI事業者への措置を規定するものであり、残渣運搬業務に関する措置とは異なるものと考えられます。	No.11をご参照ください。
13	7	23	1		発注者による業務の是正勧告	本項については、残渣運搬事業者とPFI事業者の業務(事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ)を明確化するため、文中の「PFI事業者等」は「残渣運搬事業者」に変更お願いいたします。	残渣運搬業務委託契約書(案)のとおりです。 PFI事業者の指導・協力等のもとで、実施されることを求めています。

入札説明書等に関する質問回答書（残渣運搬業務委託契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
14	11	40	1		発注者の損害賠償請求等	「発注者は、残渣運搬事業者が本残渣運搬業務委託契約の債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。」とありますが、PFI事業者の役割は「事務手続き」と「取次ぎ」であることを踏まえ、「発注者は、残渣運搬事業者が本残渣運搬業務委託契約の債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を残渣運搬事業者に請求することができる。」と修正いただきたくお願いします。	変更します。 契約当事者である三者での契約協議時に訂正します。
15					契約書	発注者、PFI事業者、残渣運搬事業者の3者契約となっておりますが、一次残渣資源化として前処理後、当該残渣を別の残渣資源化会社まで運搬して資源化を完了する場合、各運搬事業者が別の場合、残渣運搬事業者2者を含めた4者契約とする等、運搬の実態に合わせた契約形態を取って頂けるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問書（残渣資源化業務委託契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1					表書き	<p>「PFI事業者は本残渣資源化業務委託契約上の事務手続及び発注者と残渣資源化事業者間の取次ぎのみを行うものとする」とありますが、以下①～③に記載の内容については、発注者又はPFI事業者が、実務面の対応を行い、発生するリスクを負担して頂く必要があると思われませんが、如何でしょうか。</p> <p>①残渣が資源化事業者の受入基準を満足するか搬出の都度確認する業務については、発注者又はPFI事業者が担って頂き、残渣が受入基準を満足しない場合は、自らの責任において別の方法で処分を行って頂きたくお願いいたします。</p> <p>②資源化事業者の稼働状況（定期修繕及び突発故障等）を搬出前に都度確認する業務については、発注者又はPFI事業者が担って頂き、資源化事業者が通常通り稼働していない場合は、自らの責任において別の方法で処分を行って頂きたくお願いいたします。</p> <p>③資源化事業者が予見できない事態が起こった場合、又は資源化事業者が残渣資源化業務委託契約の解除を申し出た場合は、発注者又はPFI事業者の責任において別の方法で処分を行って頂きたくお願いいたします。</p>	<p>①の【焼却灰、飛灰、溶融飛灰】の成分及び形状等について受入基準を満足するかについては、残渣資源化事業者と施設の運営管理を行うPFI事業者間で確認する事項と考えております。</p> <p>②の残渣資源化施設の定期修繕時の対応については、PFI事業者と残渣資源化事業者間で事前に協議を行い、対応して頂く事項と考えており、突発故障時においては、事象発生時に、内容を確認の上、契約当事者である三者で協議を行い、判断します。</p> <p>③については、不可抗力が発生した場合は第28条の取扱いになるものと考えます。残渣資源化業務委託の解除を申し出る場合については、第34条、第35条各号の取扱いとなり、解除後の本業務は第17条第3項の取扱いにより対応されるものと考えます。</p>
2					表書き	<p>「PFI事業者は本残渣資源化業務委託契約上の事務手続及び発注者と残渣資源化事業者間の取次ぎのみを行うものとする」とありますが、PFI事業者は運営業務を行う中で残渣の性状や搬出量、搬出日程等の管理を行うものと考えますので、事務手続と取次ぎのみを行うという記載は実態に合わないと思われませんが、如何でしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、PFI事業者は運営業務の中で【焼却灰、飛灰、溶融飛灰】の性状や搬出量、搬出日程等の管理等を行います。要求水準書及び事業契約書（案）をご確認ください。</p>
3	前文				3 履行期間	<p>（業務期間）について令和9年10月1日からとなっておりますが、廃掃法による処理業務の再委託禁止から、試運転期間も残渣資源化事業者が実施する必要があります。ついては本契約の業務期間を試運転開始日を始期日とする等のご対応をいただけたらと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>残渣資源化業務委託契約書（案）のとおりとします。試運転を含めた設計・建設期間においてはPFI事業者が責任をもって処理、処分することになります。</p>
4	前文				前文本文	<p>PFI事業者の役割は「事務手続き」と「取次ぎ」とありますが、本契約にはPFI事業者の役割としてそれを超えていると思われる箇所や、PFI事業者と資源化企業の役割分担が不明瞭な箇所が多くあると思料いたします（特に「PFI事業者等」と記載されている部分）。PFI事業者の「事務手続き」「取次ぎ」という役割を踏まえ、かかる記載につき再考いただけないでしょうか。</p>	<p>残渣資源化業務委託契約書（案）のとおりとします。PFI事業者には、本事業が円滑に進むよう支援、協力を求めています。PFI事業者と残渣運搬事業者間の役割分担は、相互での決めごとであると考えます。</p>
5	前文				委託契約書	<p>残渣資源化事業者が複数となることを計画しておりますが、本三者契約書については、各事業者ごとに三者契約を締結するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
6	別紙内訳書				2. 処理単価	<p>処理単価の異なる複数の残渣資源化事業者と本残渣資源化業務委託契約を締結する場合、各社の処理量内訳の変動に伴い本事業における残渣資源化業務委託料総額が変動した際には、変更後の残渣資源化業務委託料をお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりですが、提案時の各社の処理量（例えば比率等）が大幅に変更となった場合は、入札提案書類の未達として是正勧告を行うことが見込まれます。</p>
7	1	4	3		総則	<p>「不可抗力」につきまして、以下の内容も含むと理解して宜しいでしょうか。</p> <p>1) 世界情勢の急激な変化に伴う原燃料価格の高騰・供給不安、2) 感染症の拡大、3) 資源化施設における有価物の品質管理基準の変更、4) 脱炭素政策の急激な変化、5) 水道電気ガス排水交通網通信等、ライフラインの遮断、6) 有価物の輸出禁止措置、7) マスコミ、SNS等による風評被害、8) テロ又はサイバー攻撃。</p>	<p>事象発生時に、内容や状況を確認の上、不可抗力に該当するか判断します。</p>

入札説明書等に関する質問書（残渣資源化業務委託契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
8	2	3	2		公共性及び民間事業の 主旨の尊重	<p>「発注者は、本業務が営利を目的とする民間事業者によって遂行されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする」とありますが、営利を目的とする民間事業者としては、本業務が以下の①～⑤に該当する場合は、リスクが高すぎる為、事業には参加できないと考えておりますが、如何でしょうか。</p> <p>①資源化事業においては、1年以内の単年度契約とさせて頂けない場合。 ②資源化施設の定期修繕時及び突発故障時において、残渣の受入を中断させて頂くことができない場合。 ③搬入される残渣が、資源化施設の受入基準を満足しない場合に、資源化事業者が残渣の受入を免除されない場合。 ④資源化施設からの申出により、いつでも契約の解除ができない場合。 ⑤資源化事業者の責めに帰すべき事由がなく、残渣の受入を停止した場合（定期修繕時や突発故障時、残渣が受入基準を満たさない時、及び予見できない理由による受入停止）や、資源化施設の操業状況の変化により契約を解除した場合において、資源化事業者へ何らかのペナルティ（損害賠償、違約金、委託料の減額、追加費用の負担等）が発生する場合。</p>	<p>①については、残渣資源化業務委託契約書(案)のとおりとします。 なお、単価は入札説明書P11_第2章 12 (4)のとおり、年1回見直しのための確認を行うこととしております。 また、改定を行うにあたり「実勢価格を参考として、市とPFI事業者が協議し、市が変更等を決定する。」との仕組みとしておりますのでご確認ください。</p> <p>②の残渣資源化施設の定期修繕時の対応については、PFI事業者と残渣資源化事業者間で事前に協議を行い、対応して頂く事項と考えており、突発故障時においては、事象発生時に、内容を確認の上、契約当事者である三者で協議を行い、判断します。</p> <p>③については、施設の基本条件の一つとして、公害防止基準を設けており、焼却灰、飛灰、溶融飛灰の品質基準を定めております。（要求水準書P23_1.2.12 (10)） また、この品質基準について、施設管理を行うPFI事業者は運営管理業務における公害防止基準の一つとして設定していることから、遵守できない場合は施設管理を行うPFI事業者の責となります。</p> <p>④については、残渣資源化業務委託契約書(案)第37条に規定するとおりとします。 なお、No. 29の回答のとおり訂正を予定しております。</p> <p>⑤については、事象発生時に、内容や状況を確認の上、協議します。</p>
9	2	3	2		公共性及び民間事業の 趣旨の尊重	<p>本契約において事業期間にわたる長期の資源化実施義務（残渣資源化事業者の定期修繕・突発停止時の受入継続、いかなる性状の残渣も受入れること、受入できず他の方法で資源化した場合の増加費用の負担、ペナルティの発生等を含む）があると認識しておりますが、これらの義務は資源化事業者にとってもPFI事業者にとっても過大な負担と考えられ、また、第3条第2項の民間事業者による遂行に関する理解と尊重にも反すると思料いたします。したがって、これらの考え方について再考をお願いいたします。</p>	<p>No. 8をご参照ください。</p>
10	3	6	1		期間	<p>本事業期間は19.5年間の長期間に渡っておりますが、後述に記載の通り、近年の急激な事業環境の変化により、資源化業務においては長期契約が難しく、1年ごとの単年度契約とさせて頂けない場合は事業への参加が難しくなると考えております。 ついでに、本契約の業務期間を1年以内として頂き、業務期間に関連する他項の記載についても同様に變更頂きたくお願いいたします。 【資源化業務の長期契約が難しい要因】 1) 生産される有価物の生産数量減、2) 資源化能力が既に上限に達している状況、3) 燃料価格の高騰・供給不安、4) 広義の不可抗力（世界情勢の変化や感染症、不可抗力による間接的影響）、5) 将来的な品質管理基準の変更、6) 脱炭素基準の強化、7) 近年の急激な事業環境の変化。 8) 長期的なリスク負担が過大である為。</p>	<p>残渣資源化業務委託契約書(案)のとおりとします。 また、残渣資源化業務委託契約書(案)P11_第37条にて、「本業務の内容が社会情勢、市場の動向又は新たな技術の普及状況等と乖離が生じている等の理由により、本資源化業務委託契約の継続は適さないと判断した場合には、契約の解除について協議する」仕組みとしておりますのでご確認ください。 なお、No. 29の回答のとおり訂正を予定しております。</p>
11	3	6	1	(2)	期間	<p>業務期間が令和9年10月1日から19.5年となっておりますが、不透明な事業環境の中、長期にわたる契約は経営リスクとなり受容できません。単年度契約又は少なくとも2年程度の契約とし、協議の上、更新するという契約内容として頂けませんでしょうか。</p>	<p>No. 10をご参照ください。</p>
12	5	15	2		残渣の受入	<p>「残渣を受け入れた後は、残渣が資源化に適さない場合であっても、新環境センターに返送してはならない」とありますが、発注者或いはPFI事業者が残渣資源化事業者へ資源化に適さない残渣を排出する事自体が不適と思われず。</p> <p>（廃棄物処理法の理念にも反すると思われず、如何でしょうか。） 残渣を排出する前に発注者又はPFI事業者は、残渣が資源化事業者の受入基準を満足するか都度確認すべきと思われず、如何でしょうか。 第15条2項につきましては削除をお願いいたします。</p>	<p>第15条第2項については、 「残渣が資源化に適さない場合であっても、」を削除します。 契約当事者である三者での契約協議時に訂正します。</p>

入札説明書等に関する質問書（残渣資源化業務委託契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
13	5	15	2		残渣の受入	残渣が資源化に適さない場合であっても、新環境センターへ返送してはならない。とありますが、資源化の可否は残渣資源化事業者の技術的基準によるものではなく、返送もしくは最終処分を含めた方法により対処すべきと思料します。適さない原因の帰責者が当該費用を負担すべき事項と考えます。	No. 12をご参照ください。
14	5	15	2・3		残渣の受入	「残渣を受け入れた後は、残渣が資源化に適さない場合であっても、新環境センターに返送してはならない」とありますが、残渣が資源化に適さない場合は資源化事業者ではリスクを負いかねますので、残渣が資源化に適さない場合は、発注者又はPFI事業者の責任において代替事業者の選定を行い、当該追加費用は発注者又はPFI事業者の負担として頂くよう変更をお願いいたします。	第15条第2項はNo. 12をご参照ください。 【焼却灰、飛灰、溶融飛灰】の成分及び形状等については、残渣資源化事業者と施設の運営管理を行うPFI事業者間で確認する事項であると考えております。 なお、要求水準書P23_1.2.12 (10) 焼却灰、飛灰、溶融飛灰の品質基準について、施設管理を行うPFI事業者は運営管理業務における公害防止基準の一つとして設定していることから、遵守できない場合は施設管理を行うPFI事業者の責となります。
15	5	15	3		残渣の受入	残渣資源化事業者が資源化に適さない残渣を受入した事により受けた損害は、発注者又はPFI事業者の責任と思われますので、3項の内容は許容できません。 第15条3項の削除をお願いいたします。	【焼却灰、飛灰、溶融飛灰】の成分及び形状等については、残渣資源化事業者と施設の運営管理を行うPFI事業者間で確認する事項であると考えております。 また、要求水準書P23_1.2.12 (10) 焼却灰、飛灰、溶融飛灰の品質基準について、施設管理を行うPFI事業者は運営管理業務における公害防止基準の一つとして設定しているため、資源化に適さない残渣の搬入は基本的にないものと考え、残渣資源化業務委託契約書(案)の同項の削除は致しません。
16	5	17			処理できない場合の措置	処理できない場合のうち、資源化施設の定期修繕時や突発故障時、又は残渣が資源化に適さない場合については、発注者又はPFI事業者がリスクを負うべき場合に該当すると考えております。 ついては、「資源化施設の定期修繕時や突発故障時、又は残渣が資源化に適さないために残渣の資源化ができず、他の事業者の施設における残渣の資源化が必要なときは、発注者又はPFI事業者は、発注者又はPFI事業者の責務として自ら代替事業者の選定を行う」という内容を追加頂きたくお願いいたします。	複数の残渣資源化事業者への【焼却灰、飛灰、溶融飛灰】に対する排出量調整は、施設の運営管理を行うPFI事業者が行うものであります。 残渣資源化施設の定期修繕時の対応については、PFI事業者と残渣資源化事業者間で事前に協議を行い、対応して頂く事項と考えており、突発故障時においては、事象発生時に、内容を確認の上、契約当事者である三者で協議を行い、判断するため、残渣資源化業務委託契約書(案)のとおりとします。
17	5	17	4		処理できない場合の措置	「残渣資源化事業者の責めに帰すべき事由により、前項に規定する代替事業者の選定を行い、追加費用が生じた場合には、当該追加費用は残渣資源化事業者の負担とする」とありますが、残渣資源化事業者の責めに帰すべき事由があった場合においても、追加費用については残渣資源化事業者では負いかねますので、第17条4項を削除頂きたくお願いいたします。	債務不履行に関しての必要最小限の条件との認識であり、変更は致しません。
18	5	17	4		処理できない場合の措置	当該追加費用は残渣資源化事業者の負担とすると思いますが、残渣資源化事業者を取り巻く環境の変化により受入が不可能となることも想定されます。そのような場合においても追加費用の責を負わせるのは、第3条第2項にも反し、資源化事業者にとってリスク過大であるため、事業参画の障害となり、本事業自体が成立しないリスクがあることから、本項は削除願います。	No. 17をご参照ください。
19	5	17	4		処理できない場合の措置	残渣資源化事業者の責めに帰すべき事由とありますが、具体的に例示願えませんでしょうか。	例えば、残渣資源化事業者の自らの運転ミス等で施設で事故を起こし、受入ができなくなった場合等があげられます。
20	5	17	4		処理できない場合の措置	残渣資源化事業者都合での一時的な受入停止等は十分に起こり得るものと思料します。その際の追加費用負担義務は免除願います。排出者である発注者にてご負担願います。	複数の残渣資源化事業者への【焼却灰、飛灰、溶融飛灰】に対する排出量調整は、施設の運営管理を行うPFI事業者が行うものであります。 残渣資源化施設の定期修繕時の対応については、PFI事業者と残渣資源化事業者間で事前に協議を行い、対応して頂く事項と考えており、突発故障時においては、事象発生時に、内容を確認の上、契約当事者である三者で協議を行い、判断するため、残渣資源化業務委託契約書(案)のとおりとします。

入札説明書等に関する質問書（残渣資源化業務委託契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
21	6	20			残渣の性状	残渣資源化業者にとって、資源化する残渣の品質は最も重要と考えております。 2項による残渣の性状の変動は残渣の処理費用の増加の問題では無く、別途定める（残渣の受入基準）内でなければ、受入不可と考えますが、この理解で宜しいでしょうか。 又3項の資源化可能な性状から著しく逸脱したかどうかにかかわらず、前記の通り残渣資源化業者が定めた（残渣の受入基準）内でなければ、同様に受入不可と思われませんが、こちらも同様の理解で宜しいでしょうか。	【焼却灰、飛灰、溶融飛灰】の成分及び形状等について受入基準を満足するかについては、残渣資源化事業者と施設の運営管理を行うPFI事業者間で確認する事項と考えております。
22	6	23	1		発注者による業務の是正勧告	「前条の規定によるモニタリングの結果、残渣資源化事業者による本業務の遂行が本残渣資源化業務委託契約、要求水準書等又は事業者提案に定める水準を満たしていない場合は、発注者はPFI事業者等に対して、事業契約別紙7に従って必要な是正勧告その他の措置を講じることができる。」とありますが、本業務の遂行は残渣資源化事業者によって行われるものであり、残渣資源化事業者は事業契約の当事者ではないため、本業務に関するモニタリングを規定する場合は、本契約において規定することが合理的と考えます。	「事業契約別紙7に従って」を削除します。 なお、是正勧告を受けた場合は、PFI事業者等は、速やかに改善対策と改善期限について市と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を市に提出し、市の確認を得ることとする。なお、業務改善計画書の提出期限は、市からは是正勧告を受けた日から原則2週間以内とするが、市とPFI事業者等との協議により延長することができるものとする。 以上を契約当事者である三者での契約協議時に追記します。
23	7	25	1		残渣資源化委託料の改定	物価変動以外の要因における委託料の改定についての記載がないが、近年の急激な事業環境の変化を鑑みますと追加の記載が必要と考えております。ついては、「発注者又は資源化事業者は、いずれか一方より、委託料の改定について協議の申出があった場合、もう一方は誠意をもって協議に応じる」という内容の記載を追加頂きたいと思っております。	契約当事者である三者での契約協議時に別紙2に追記します。 なお、単価は入札説明書P11_第2章 12 (4)のとおり、年1回見直しのための確認を行うこととしております。 また、改定を行うにあたり「実勢価格を参考として、市とPFI事業者が協議し、市が変更等を決定する。」との仕組みとしていますのでご確認ください。
24	8	28	1		不可抗力	「不可抗力が発生した場合、残渣資源化事業者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失を最小限にするよう努力しなければならない」とありますが、不可抗力が発生した場合は、廃棄物処理の前提として発注者又はPFI事業者がリスクを負うものと考えております。 第28条1項について、「不可抗力が発生した場合、発注者は、残渣資源化事業者と協議の上、残渣資源化事業者より本業務の継続が一時的に難しい旨の申出があった場合は、本事業の継続を一時的に免除する」という内容に変更頂きたいと思っております。	残渣資源化業務委託契約書（案）のとおりとします。 左記の場合は、第17条第3項の取扱いによりPFI事業者にて代替事業者を提案した上での対応、もしくは、PFI事業者の排出量調整による対応となると考えます。
25	9	31	5～7		発注者の催告によらない解除権	残渣資源化事業者にとって、責めに帰すべき事由の範囲が曖昧です。第37条の協議にある通り、将来に亘り環境変化が想定される中、資源化される対象物を扱う事業の変化も同様に起こり有る。この事は不可抗力の予見不可能な範囲も含まれていると思われ、この内容を前提としない契約では残渣資源化事業者は、この事業に参加する事が不可能であると考えております。 ついては、残渣資源化事業者の責めに帰すべき事由は第37条に記載の通り協議によって決定する内容とし、第31条5～7項を削除頂きたいと思っております。	残渣資源化業務委託契約書（案）のとおりとします。 なお、「資源化される対象物を扱う事業の変化」は、予見不可能も含め、事象発生時に詳細を確認しないと判断はできません。 その都度、状況に応じ、市とPFI事業者、残渣資源化事業者の三者で協議を行う流れとなります。
26	10	34			残渣資源化事業者の催告による解除権	第29条において、発注者は、任意解除権を有しておりますが、資源化事業者は任意解除権を有しておりません。解除権に関しては特に、資源化施設の操業状況に大きな変化があった場合に、資源化事業者からの申出による契約の解除を可能として頂くことができない場合は、事業への参加が難しくなると考えております。 ついては、「資源化事業者は、資源化施設の操業状況に大きな変化があった場合に、資源化事業者からの申出により本残渣資源化業務委託契約書を解除することができる」という内容に変更頂きたいと思っております。	市の標準契約約款等を基本とした内容であり、事業者側の任意解除権について本事業で例外的に追記は致しません。 その都度、状況に応じ、市とPFI事業者、残渣資源化事業者の三者で協議を行う流れとなります。
27	10	35			残渣資源化事業者の催告によらない解除権	残渣資源化事業者にとって、責めに帰すべき事由の範囲が曖昧です。第37条の協議にある通り、将来に亘り環境変化が想定される中、資源化される対象物を扱う事業変化も同様に起こり有る。この事は不可抗力の予見不可能な範囲も含まれていると思われ、この内容を前提としない契約では残渣資源化事業者は、この事業に参加する事が不可能であると考えております。 ついては、第35条2項の「残渣資源化事業者の責めに帰すべき事由による場合を除き、」という部分と、第35条3項を削除頂きたいと思っております。	残渣資源化業務委託契約書（案）のとおりとします。 その都度、状況に応じ、市とPFI事業者、残渣資源化事業者の三者で協議を行う流れとなります。

入札説明書等に関する質問書（残渣資源化業務委託契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
28	11	37			解除に関する協議	事業期間の中で、資源化施設の操業状況に変化があった場合や予見できない市場環境や品質基準等、環境政策等の変化があった場合に、資源化事業者からの申出による契約の解除を可能として頂くことができない場合は、事業への参加が難しくなると考えております。 解除に関する協議において、「発注者が」と記載された箇所については全て、「発注者と残渣資源化事業者が」と記載を変更頂きたくお願いいたします。	市の標準契約約款等を基本とした内容であり、事業者側の任意解除権について本事業で例外的に追記は致しません。 その都度、状況に応じ、市とPFI事業者、残渣資源化事業者の三者で協議を行う流れとなります。
29	11	37	2		解除に関する協議	解除に関する協議は、業務期間中、各5事業年度に1回できるものとありますが、協議を行うべき相当の事由がある場合にも、各5事業年度に1回のみしか協議を行うことはできないということでしょうか。 昨今の急激な社会情勢の変化等を鑑みますと、解除に関する協議において、相当の事由がある場合においても、協議の時期等に制約がある場合、事業への参加が難しくなると考えておりますが、如何でしょうか。	解除に関する協議にあります各5事業年度につきましては、複数年度とはなりますが訂正するものとし、契約協議時に契約当事者である三者にて協議します。 また、解除に関する協議は複数年度に1回ですが、第54条に基づく誠実協議については回数のご指定はございません。 なお、残渣運搬業務委託契約書（案）、余熱利用施設運営業務委託契約書（案）も同様に契約当事者である三者での契約時に協議します。
30	11	40	2		発注者の損害賠償請求等	残渣資源化事業者が、債務の履行を拒否した場合の違約金について記載がありますが、資源化施設の稼働状況（定期修繕及び突発故障時）、操業状況の変化、残渣が資源化に適さない場合の履行拒否など、違約金の支払いに適さない場合が多々想定されます。については、第40条2項を削除頂きたくお願いいたします。	市の標準契約約款等を基本とした内容であり、例外的に変更は致しません。 その都度、状況に応じ、市とPFI事業者、残渣資源化事業者の三者で協議を行う流れとなります。
31	11	40	2		発注者の損害賠償請求等	債務の履行が不能であるときの損害賠償について記載がありますが、残渣資源化事業者の責めに帰さない事由（定期修繕や突発故障、残渣が受入基準を満たさない場合等）により債務の履行が不能であった場合は、損害賠償請求は行われないと認識して宜しいでしょうか。	事象発生時に、内容や状況を確認の上、判断します。
32	13	46			本契約の変更	前提条件又は本業務により達成すべき内容が変更したとき、その他特別な事情が生じたときは、とありますが、資源化事業者を取り巻く状況の激変等、現時点では予見できない事情を含むものと捉え、その場合残渣の外部資源化に捉われず、最終処分も含めた契約変更の可能性を否定するものでないという理解でよろしいでしょうか。	資源化事業者を取り巻く状況の激変が何かによつての判断（内容によっては他の条項で整理）となります。 応募段階では全量資源化を条件としており、公正な入札の実施の観点から、最終処分を前提とした提案は不可です。
33					記載のない項目	残渣資源化業務は、資源化施設となる有価物の生産工場において、有価物の生産が正常に行われていることを大前提としております。事業期間の中で、資源化施設（＝生産工場）の定期修繕時及び突発故障時において、残渣の受入を中断させて頂くことができない場合は、事業への参加が難しくなると考えております。 については、残渣資源化業務委託契約書に「残渣資源化施設の定期修繕時及び突発故障時においては、残渣の受入を中断できる」という内容の記載を追加頂くようお願いいたします。	複数の残渣資源化事業者への【焼却灰、飛灰、溶融飛灰】に対する排出量調整は、施設の運営管理を行うPFI事業者が行うものであります。 残渣資源化施設の定期修繕時の対応については、PFI事業者と残渣資源化事業者間で事前に協議を行い、対応して頂く事項と考えており、突発故障時においては、事象発生時に、内容を確認の上、契約当事者である三者で協議を行い、判断するため、残渣資源化業務委託契約書(案)のとおりとします。
34					記載のない項目	残渣の資源化業務を行う上での確認事項として、受入基準（含有成分・残渣の水分・サイズ・異物混入率）の確認が必要になります。受入基準については、残渣の所有者である発注者にもご認識頂きたく、発注者とPFI事業者及び残渣資源化事業者の共通の確認事項として残渣資源化業務委託契約書に明記頂きたくお願いいたします。	【焼却灰、飛灰、溶融飛灰】の形状等については、残渣資源化事業者と施設の運営管理を行うPFI事業者間で確認する事項であるため、残渣資源化業務委託契約書(案)では設定致しません。 なお、性状等は性能試験及び運営期間中に定期的に確認する予定です。
35					記載のない項目	事前にご提示頂いた残渣の受入基準を逸脱した残渣が搬入された場合、残渣の資源化は技術的に不可能となります。 については、残渣資源化業務委託契約書に「資源化に適さない残渣（受入基準を逸脱した残渣等）が搬入された場合、資源化事業者は、残渣の受入を拒否することができる」という内容の記載を追加頂けませんでしょうか。	【焼却灰、飛灰、溶融飛灰】の成分及び形状等については、残渣資源化事業者と施設の運営管理を行うPFI事業者間で確認する事項であるため、残渣資源化業務委託契約書(案)では追記致しません。
36					契約書	発注者、PFI事業者、残渣資源化事業者の3者契約となっておりますが、弊社にて残渣資源化の前処理をし、当該処理後の残渣を別の残渣資源化会社に運搬して資源化を完了することとなる場合、残渣資源化事業者2者を含めた4者契約とする等、資源化の実態に合わせた契約形態を取って頂けるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問書（余熱利用施設運營業務委託契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1		前文			4 委託料	「ただし、実金額は、以下に規定する約款（以下「本約款」という。）の規定により定めるものとし、上記金額と一致しない場合がある。とする。」との記載について、末尾の「とする。」は不要であると存じますので消去していただくようお願い致します。	契約当事者である三者での契約協議時に削除します。 なお、残渣運搬業務委託契約書（案）、残渣資源化業務委託契約書（案）も同様に契約当事者である三者での契約協議時に削除します。
2	3	5	7			本文に「受注者」という言葉が記載されていますが、「余熱利用施設運營業務委託契約書」と推察します。ついては、条文を「受注者」から「余熱利用施設運營業務委託契約書」へ変更願います。	契約当事者である三者での契約協議時に削除します。
3	3	5	8			本文に「受注者」という言葉が記載されていますが、「余熱利用施設運營業務委託契約書」と推察します。ついては、条文を「受注者」から「余熱利用施設運營業務委託契約書」へ変更願います。	契約当事者である三者での契約協議時に削除します。
4	3	5	9		業務遂行	本項における苦情対応、紛争解決については、前書き「本余熱利用施設運營業務委託契約上の事務手続及び発注者と余熱利用施設運營業務委託契約書の取次ぎ」や第1条第11項「発注者と余熱利用施設運營業務委託契約書の間の調整等」を超えた過剰な業務をPFI事業者には負わせていると存じますので、「PFI事業者等」をそれぞれ「余熱利用施設運營業務委託契約書」に記載を変更していただくようお願い致します。	余熱利用施設運營業務委託契約書（案）のとおりとします。 PFI事業者は、余熱利用施設運營業務委託契約書に協力して紛争の解決を図ってください。
5	4	8	1		PFI事業者等に対する措置要求	本項については、余熱利用施設運營業務委託契約書とPFI事業者の業務（事務手続及び発注者と余熱利用施設運營業務委託契約書の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。 (変更前) 発注者は、余熱利用施設運營業務委託契約書の業務担当者その他使用人が、本業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、PFI事業者等に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。 (変更後) 発注者は、余熱利用施設運營業務委託契約書の業務担当者その他使用人が、本業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、余熱利用施設運營業務委託契約書に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを、PFI事業者を通じて請求することができる。	余熱利用施設運營業務委託契約書（案）のとおりとします。 なお、発注者からの請求等の行為はPFI事業者等に対して行います。PFI事業者の指導・協力等のもとで、必要な対応が講じられることを求めています。
6	4	8	2		PFI事業者等に対する措置要求	本項については、余熱利用施設運營業務委託契約書とPFI事業者の業務（事務手続及び発注者と余熱利用施設運營業務委託契約書の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。 (変更前) PFI事業者等は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項に対する措置について発注者が合理的に満足する内容で決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。 (変更後) 余熱利用施設運營業務委託契約書は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項に対する措置について発注者が合理的に満足する内容で決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内にPFI事業者を通じて、発注者に通知しなければならない。	余熱利用施設運營業務委託契約書（案）のとおりとします。 No. 5をご参照ください。
7	5	11	2		本業務の範囲	本項について、「…、PFI事業者等は、…」は「…、PFI事業者等は、…」が適当であると存じますので、記載を変更していただくようお願い致します。	契約当事者である三者での契約協議時に訂正します。
8	5	13	1		業務範囲の変更	本項については、余熱利用施設運營業務委託契約書とPFI事業者の業務（事務手続及び発注者と余熱利用施設運營業務委託契約書の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。 (変更前) 発注者は、必要と認める場合は、PFI事業者等に対する通知をもって第11条に定める本業務のいずれか又はその全ての範囲の変更に係る協議を求めることができる。 (変更後) 発注者は、必要と認める場合は、余熱利用施設運營業務委託契約書に対してPFI事業者を通じて通知し、第11条に定める本業務のいずれか又はその全ての範囲の変更に係る協議を求めることができる。	余熱利用施設運營業務委託契約書（案）のとおりとします。 なお、発注者からの請求等の行為はPFI事業者等に対して行います。PFI事業者の指導・協力等のもとで、必要な対応が講じられることを求めています。

入札説明書等に関する質問書（余熱利用施設運営業務委託契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
9	5	13	2		業務範囲の変更	<p>本項については、余熱利用施設運営事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。</p> <p>(変更前) P F I 事業者等は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。</p> <p>(変更後) 余熱利用施設運営事業者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。</p>	<p>余熱利用施設運営業務委託契約書（案）のとおりとします。 No. 8をご参照ください。</p>
10	5	14	1		マニュアルの提出及び確認	<p>本項については、余熱利用施設運営事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。</p> <p>(変更前) P F I 事業者等は、業務期間開始日の60日前までに、要求水準書等及び事業者提案に従って、関係法令等を遵守し、利用者が安全かつ快適に利用できる施設として本施設を運営するために必要なマニュアル（以下「業務マニュアル」という。）を作成し、発注者に提出し、発注者の確認を得なければならない。</p> <p>(変更後) 余熱利用施設運営事業者は、業務期間開始日の60日前までに、要求水準書等及び事業者提案に従って、関係法令等を遵守し、利用者が安全かつ快適に利用できる施設として本施設を運営するために必要なマニュアル（以下「業務マニュアル」という。）を作成し、PFI事業者を通じて発注者に提出し、発注者の確認を得なければならない。</p>	<p>余熱利用施設運営業務委託契約書（案）のとおりとします。 業務マニュアル、業務実施計画書、業務計画書、業務報告書等の作成、変更等にあたり、PFI事業者は余熱利用施設運営事業者に協力してください。</p>
11	5	14	2		マニュアルの提出及び確認	<p>本項については、余熱利用施設運営事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。</p> <p>(変更前) P F I 事業者等は、業務マニュアルの内容を変更又は改定しようとするときは、事前に発注者に提出し、発注者の確認を得なければならない。</p> <p>(変更後) 余熱利用施設運営事業者は、業務マニュアルの内容を変更又は改定しようとするときは、事前にPFI事業者を通じて発注者に提出し、発注者の確認を得なければならない。</p>	<p>余熱利用施設運営業務委託契約書（案）のとおりとします。 No. 10をご参照ください。</p>
12	5	14	4		マニュアルの提出及び確認	<p>本項については、余熱利用施設運営事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。</p> <p>(変更前) P F I 事業者等は、前項の通知を受けた後速やかに、発注者に対して協議を申し入れることができる。発注者は、かかる協議の結果に基づき業務マニュアルの変更が必要と判断した場合には、P F I 事業者等に対して業務マニュアルの変更を指示する。なお、前項の通知後速やかにP F I 事業者等が発注者に対して協議を申し入れなかった場合は、発注者がP F I 事業者等に対して業務マニュアルの変更の指示を行ったものとみなす。</p> <p>(変更後) 余熱利用施設運営事業者は、前項の通知を受けた後速やかに、P F I 事業者を通じて発注者に対して協議を申し入れることができる。発注者は、かかる協議の結果に基づき業務マニュアルの変更が必要と判断した場合には、余熱利用施設運営事業者に対して、P F I 事業者を通じ業務マニュアルの変更を指示する。なお、前項の通知後速やかに余熱利用施設運営事業者が発注者に対して協議を申し入れなかった場合は、発注者が余熱利用施設運営事業者に対して業務マニュアルの変更の指示を行ったものとみなす。</p>	<p>余熱利用施設運営業務委託契約書（案）のとおりとします。 No. 10をご参照ください。</p>

入札説明書等に関する質問書（余熱利用施設運営業務委託契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
13	6	14	5		マニュアルの提出及び確認	<p>本項については、余熱利用施設運営事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。</p> <p>(変更前) PFI事業者等は、前項による発注者の指示を受けた日から合理的期間内に、自らの責任及び費用により業務マニュアルを変更し、発注者の確認を得なければならない。</p> <p>(変更後) 余熱利用施設運営事業者は、前項による発注者の指示を受けた日から合理的期間内に、自らの責任及び費用により業務マニュアルを変更し、PFI事業者を通じて発注者の確認を得なければならない。</p>	余熱利用施設運営業務委託契約書（案）のとおりとします。No.10をご参照ください。
14	6	14	6		マニュアルの提出及び確認	<p>本項については、余熱利用施設運営事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。</p> <p>(変更前) PFI事業者等は、業務マニュアルの作成、変更又は改定にあたっては、発注者の方針及び施策との整合に留意するものとする。</p> <p>(変更後) 余熱利用施設運営事業者は、業務マニュアルの作成、変更又は改定にあたっては、発注者の方針及び施策との整合に留意するものとする。</p>	余熱利用施設運営業務委託契約書（案）のとおりとします。No.10をご参照ください。
15	6	15	1		業務実施計画書	<p>本項については、余熱利用施設運営事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。</p> <p>(変更前) PFI事業者等は、各事業年度が開始する30日前（ただし、最初の事業年度に関しては「業務計画書」として業務期間開始日の90日前（その日が閉庁日の場合には翌開庁日））までに、次年度の本業務に係る業務実施計画書を要求水準書等に従って作成の上、発注者に提出し、発注者の確認を受けなければならない。なお、業務実施計画書の様式、記載方法等については、発注者とPFI事業者等との協議により定めるものとする。</p> <p>(変更後) 余熱利用施設運営事業者は、各事業年度が開始する30日前（ただし、最初の事業年度に関しては「業務計画書」として業務期間開始日の90日前（その日が閉庁日の場合には翌開庁日））までに、次年度の本業務に係る業務実施計画書を要求水準書等に従って作成の上、PFI事業者を通じて発注者に提出し、発注者の確認を受けなければならない。なお、業務実施計画書の様式、記載方法等については、発注者とPFI事業者等との協議により定めるものとする。</p>	余熱利用施設運営業務委託契約書（案）のとおりとします。No.10をご参照ください。
16	6	15	2		業務実施計画書	<p>本項については、余熱利用施設運営事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。</p> <p>(変更前) PFI事業者等は、業務実施計画書の内容を変更しようとする場合には、事前に発注者の確認を得なければならない。</p> <p>(変更後) 余熱利用施設運営事業者は、業務実施計画書の内容を変更しようとする場合には、事前に発注者の確認を得なければならない。</p>	余熱利用施設運営業務委託契約書（案）のとおりとします。No.10をご参照ください。

入札説明書等に関する質問書（余熱利用施設運営業務委託契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
17	6	16	1		業務報告書	<p>本項については、余熱利用施設運営事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。</p> <p>(変更前) PFI事業者等は、要求水準書等及び事業者提案に定めるとおり、本業務の遂行状況に関し、月報、年報その他の報告書（以下「業務報告書」という。）を作成し、提出期限までに発注者に提出するものとする。なお、業務報告書の様式、記載方法等については、発注者とPFI事業者等との協議により定めるものとする。</p> <p>(変更後) 余熱利用施設運営事業者は、要求水準書等及び事業者提案に定めるとおり、本業務の遂行状況に関し、月報、年報その他の報告書（以下「業務報告書」という。）を作成し、提出期限までに発注者に提出するものとする。なお、業務報告書の様式、記載方法等については、発注者とPFI事業者等との協議により定めるものとする。</p>	余熱利用施設運営業務委託契約書（案）のとおりとします。No.10をご参照ください。
18	6	17	1		本余熱利用施設運営業務委託契約と業務内容が一致しない場合の改善義務	<p>本項については、余熱利用施設運営事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。</p> <p>(変更前) PFI事業者等は、本業務の内容が本余熱利用施設運営業務委託契約、要求水準書等、若しくは事業者提案、又は発注者の指示若しくは発注者とPFI事業者等との協議の内容に適合しない場合において、発注者が業務の改善を請求したときは、当該請求に従わなければならない。</p> <p>(変更後) 余熱利用施設運営事業者は、本業務の内容が本余熱利用施設運営業務委託契約、要求水準書等、若しくは事業者提案、又は発注者の指示若しくは発注者と余熱利用施設運営事業者との協議の内容に適合しない場合において、発注者が業務の改善を請求したときは、当該請求に従わなければならない。</p>	余熱利用施設運営業務委託契約書（案）のとおりとします。なお、発注者からの請求等の行為はPFI事業者等に対して行います。PFI事業者の指導・協力等のもとで、必要な対応が講じられることを求めています。
19	6	18	1		災害発生時などの協力	<p>本項については、余熱利用施設運営事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。また、災害発生時などの協力に関するPFI事業者の責務については事業契約において定められているため本契約内での規定は不要と考えます。</p> <p>(変更前) 発注者とPFI事業者等は、災害その他不測の事態が発生した際には、協力して対応にあたるものとする。</p> <p>(変更後) 発注者と余熱利用施設運営事業者は、災害その他不測の事態が発生した際には、協力して対応にあたるものとする。</p>	余熱利用施設運営業務委託契約書（案）のとおりとします。災害その他不測の事態発生時には、PFI事業者と余熱利用施設運営事業者が一体となつての協力をお願いします。
20	6	18	2		災害発生時などの協力	<p>本項については、余熱利用施設運営事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。また、災害発生時などの協力に関するPFI事業者の責務については事業契約において定められているため本契約内での規定は不要と考えます。</p> <p>(変更前) 災害その他不測の事態に対応するため、発注者がPFI事業者等に対して要求水準書等及び事業者提案を超える本施設の利用又は対応を求めた場合には、PFI事業者等は最大限の協力を行う。その場合、発注者は、余熱利用施設運営事業者に発生した追加費用を合理的な範囲で余熱利用施設運営事業者を支払う。</p> <p>(変更後) 災害その他不測の事態に対応するため、発注者が余熱利用施設運営事業者に対して要求水準書等及び事業者提案を超える本施設の利用又は対応を求めた場合には、余熱利用施設運営事業者は最大限の協力を行う。その場合、発注者は、余熱利用施設運営事業者に発生した追加費用を合理的な範囲でPFI事業者を通して、余熱利用施設運営事業者を支払う。</p>	余熱利用施設運営業務委託契約書（案）のとおりとします。No19をご参照ください。また、発注者からの費用の支払は、委託費と同様に余熱利用施設運営事業者に直接支払います。

入札説明書等に関する質問書（余熱利用施設運営業務委託契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
21	7	20	1		債務不履行の原因究明等	<p>本項については、余熱利用施設運営事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。</p> <p>(変更前) 余熱利用施設運営事業者による債務不履行が発生した場合は、PFI事業者等は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、原因究明に努め、本業務の完全な履行ができるよう本業務の改善等を行わなければならない。</p> <p>(変更後) 余熱利用施設運営事業者による債務不履行が発生した場合は、PFI事業者等は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、余熱利用施設運営事業者は、原因究明に努め、本業務の完全な履行ができるよう本業務の改善等を行わなければならない。</p>	<p>余熱利用施設運営業務委託契約書（案）のとおりとします。</p> <p>なお、PFI事業者の指導・協力等のもとで、必要な対応が講じられることを求めています。</p>
22	7	20	2		債務不履行の原因究明等	<p>本項については、余熱利用施設運営事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。</p> <p>(変更前) 前項の規定による場合は、発注者は、必要と認めるときは、PFI事業者等に本業務の停止を指示することができ、PFI事業者等は、これに従わなければならない。</p> <p>(変更後) 前項の規定による場合は、発注者は、必要と認めるときは、余熱利用施設運営事業者に本業務の停止を指示することができ、余熱利用施設運営事業者は、これに従わなければならない。</p>	<p>余熱利用施設運営業務委託契約書（案）のとおりとします。</p> <p>発注者からの指示は、PFI事業者等に行います。</p>
23	7	21	1		本施設の運営ができない場合の措置	<p>本項については、余熱利用施設運営事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。</p> <p>(変更前) PFI事業者等は、本余熱利用施設運営業務委託契約、要求水準書等及び事業者提案に従った本施設の運営ができない場合又はそのおそれがあると認めるときは、その旨を直ちに発注者に報告しなければならない。</p> <p>(変更後) 余熱利用施設運営事業者は、本余熱利用施設運営業務委託契約、要求水準書等及び事業者提案に従った本施設の運営ができない場合又はそのおそれがあると認めるときは、その旨を直ちにPFI事業者を通じて、発注者に報告しなければならない。</p>	<p>余熱利用施設運営業務委託契約書（案）のとおりとします。</p> <p>PFI事業者の指導・協力等のもとで、必要な対応が講じられることを求めています。</p> <p>変更後に記載の方法を採用するかは、PFI事業者と余熱利用施設運営事業者間での決めごとであると考えます。</p>
24	7	21	2		本施設の運営ができない場合の措置	<p>本項については、余熱利用施設運営事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。</p> <p>(変更前) PFI事業者等は、前項の規定により発注者に報告したときは、本余熱利用施設運営業務委託契約、要求水準書等及び事業者提案に従った本施設の運営ができない又はできなくなる原因について、自らの費用で調査し、調査の結果を速やかに発注者に報告しなければならない。</p> <p>(変更後) 余熱利用施設運営事業者は、前項の規定により発注者に報告したときは、本余熱利用施設運営業務委託契約、要求水準書等及び事業者提案に従った本施設の運営ができない又はできなくなる原因について、自らの費用で調査し、調査の結果を速やかにPFI事業者を通じて発注者に報告しなければならない。</p>	<p>余熱利用施設運営業務委託契約書（案）のとおりとします。</p> <p>No. 23をご参照ください。</p>

入札説明書等に関する質問書（余熱利用施設運営業務委託契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
25	7	22	1		本業務に係るPFI事業者等の提案	本項については、余熱利用施設運営事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。 (変更前) PFI事業者等は、本業務に関して、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき要求水準書等又は事業者提案において提案された内容の変更を提案することができる。 (変更後) 余熱利用施設運営事業者は、本業務に関して、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき要求水準書等又は事業者提案において提案された内容の変更を提案することができる。	余熱利用施設運営業務委託契約書（案）のとおりとします。 なお、PFI事業者の指導・協力等のもとで、提案されることを求めています。
26	7	22	2		本業務に係るPFI事業者等の提案	本項については、余熱利用施設運営事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。 (変更前) 発注者は、前項に規定するPFI事業者等の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、要求水準書等又は事業者提案において提案された内容の変更をPFI事業者等に通知するものとする。 (変更後) 発注者は、前項に規定する余熱利用施設運営事業者等の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、要求水準書等又は事業者提案において提案された内容の変更を余熱利用施設運営事業者にPFI事業者を通じて通知するものとする。	余熱利用施設運営業務委託契約書（案）のとおりとします。 No. 25をご参照ください。
27	7	22	3		本業務に係るPFI事業者等の提案	本項については、余熱利用施設運営事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。 (変更前) 前項の規定により要求水準書等又は事業者提案において提案された内容が変更された結果、余熱利用施設運営業務委託料を低減できることを発注者又はPFI事業者等が明らかにした場合、発注者とPFI事業者等は、余熱利用施設運営業務委託料の減額について協議するものとする。 (変更後) 前項の規定により要求水準書等又は事業者提案において提案された内容が変更された結果、余熱利用施設運営業務委託料を低減できることを発注者又は余熱利用施設運営事業者が明らかにした場合、発注者と余熱利用施設運営事業者は、余熱利用施設運営業務委託料の減額について協議するものとする。	余熱利用施設運営業務委託契約書（案）のとおりとします。 No. 25をご参照ください。
28	7	22			本業務に係るPFI事業者等の提案	本項については、余熱利用施設運営事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ）を明確化するため、条項名を「本業務に係るPFI事業者等の提案」から「本業務に係る余熱利用施設運営事業者の提案」へ変更することが合理的であると思料します。	余熱利用施設運営業務委託契約書（案）のとおりとします。 No. 25をご参照ください。
29	7	23	2		臨機の措置	本項については、余熱利用施設運営事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。 (変更前) 前項の場合、PFI事業者等は、その講じた措置の内容を発注者に直ちに通知する。 (変更後) 前項の場合、余熱利用施設運営事業者は、その講じた措置の内容をPFI事業者を通じ発注者に直ちに通知する。	余熱利用施設運営業務委託契約書（案）のとおりとします。 発注者への通知は、PFI事業者の指導・協力等のもとで、実施されることを求めています。

入札説明書等に関する質問書（余熱利用施設運営業務委託契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
30	8	24	2		発注者による業務遂行状況のモニタリング	<p>本項については、余熱利用施設運営事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。</p> <p>(変更前)                      発注者は、前項の規定に基づくモニタリングのほか、余熱利用施設運営事業者による本業務の遂行状況等を確認することを目的として、随時、本施設へ立ち入る等必要な行為を行うことについてPFI事業者等に申出を行うことができる。また、発注者は、PFI事業者等に対して本業務の遂行状況等について説明を求めることができる。</p> <p>(変更後)                      発注者は、前項の規定に基づくモニタリングのほか、余熱利用施設運営事業者による本業務の遂行状況等を確認することを目的として、随時、本施設へ立ち入る等必要な行為を行うことについてPFI事業者等に申出を行うことができる。また、発注者は、余熱利用施設運営事業者に対して本業務の遂行状況等について説明を求めることができる。</p>	<p>余熱利用施設運営業務委託契約書（案）のとおりとします。                      発注者への説明は、PFI事業者の指導・協力等のもとで、実施されることを求めています。</p>
31	8	24	3		発注者による業務遂行状況のモニタリング	<p>本項については、余熱利用施設運営事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。</p> <p>(変更前)                      PFI事業者等は、発注者から前項に規定する申出又は請求を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いて当該申出又は請求に応じなければならない。</p> <p>(変更後)                      余熱利用施設運営事業者は、発注者から前項に規定する申出又は請求を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いて当該申出又は請求に応じなければならない。</p>	<p>余熱利用施設運営業務委託契約書（案）のとおりとします。                      No. 30をご参照ください。</p>
32	8	25			発注者による業務の是正勧告	<p>「前条の規定によるモニタリングの結果、余熱利用施設運営事業者による本業務の遂行が本余熱利用施設運営業務委託契約、要求水準書等又は事業者提案に定める水準を満たしていない場合は、発注者はPFI事業者等に対して、事業契約別紙7に従って必要な是正勧告その他の措置を講じることができる。」とありますが、本業務の遂行は余熱利用施設運営事業者によって行われるものであり、余熱利用施設運営事業者は、事業契約の当事者ではないため、本契約において、余熱利用施設運営事業者に対する必要な是正勧告その他の措置を規定していただく必要があると存じます。</p>	<p>「事業契約別紙7に従って」を削除します。                      なお、是正勧告を受けた場合は、PFI事業者等は、速やかに改善対策と改善期限について市と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を市に提出し、市の確認を得ることとする。なお、業務改善計画書の提出期限は、市から是正勧告を受けた日から原則2週間以内とするが、市とPFI事業者等との協議により延長することができるものとする。                      以上を契約当事者である三者での契約協議時に追記します。</p>
33	8	25			発注者による業務の是正勧告	<p>事業契約別紙7に従い必要な是正勧告その他の措置を講じるとありますが、事業契約別紙7の当該措置はPFI事業者への措置を規定するものであり、本契約において事務取次を行うPFI事業者に対し適用することは合理的ではないと思料いたします。                      本契約における契約主体である余熱利用施設事業者へのモニタリングの結果に伴う是正勧告その他の措置は、本契約において新たに規定されることが合理的であると考えます。</p>	<p>No. 32をご参照ください。</p>

入札説明書等に関する質問書（余熱利用施設運営業務委託契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
34	8	25			発注者による業務の是正勧告	<p>本項については、余熱利用施設運営事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。</p> <p>(変更前) 前条の規定によるモニタリングの結果、余熱利用施設運営事業者による本業務の遂行が本余熱利用施設運営業務委託契約、要求水準書等又は事業者提案に定める水準を満たしていない場合は、発注者はPFI事業者等に対して、事業契約別紙7に従って必要な是正勧告その他の措置を講じることができる。この場合、PFI事業者等は、当該措置が講じられた後に提出する第16条に規定する各種業務報告書において、余熱利用施設運営事業者が講じた措置に対する対応状況を記載することにより報告を行うものとする</p> <p>(変更後) 前条の規定によるモニタリングの結果、余熱利用施設運営事業者による本業務の遂行が本余熱利用施設運営業務委託契約、要求水準書等又は事業者提案に定める水準を満たしていない場合は、発注者は余熱利用施設運営事業者に対して、事業契約別紙7に従って必要な是正勧告その他の措置を講じることができる。この場合、余熱利用施設運営事業者は、当該措置が講じられた後に提出する第16条に規定する各種業務報告書において、余熱利用施設運営事業者が講じた措置に対する対応状況を記載することによりPFI事業者を通じて報告を行うものとする。</p>	<p>余熱利用施設運営業務委託契約書（案）のとおりとします。 発注者への説明は、PFI事業者の指導・協力等のもとで、実施されることを求めています。</p>
35	9	27	2		余熱利用施設運営業務委託料の改定	<p>「前項又はその他本余熱利用施設運営業務委託契約に別段の規定がある場合を除き、余熱利用施設運営業務委託料は変更されない。」とありますが、余熱利用施設の利用人数が著しく増加したことによる運営費用の大幅な増加が生じた際に、余熱利用施設運営業務委託料の変更及び運営方法の変更について協議を行うことは可能でしょうか。</p>	<p>質問のような場合には、協議を行います。</p>
36	9	28	1		余熱利用施設運営業務委託料の返還等	<p>本項については、余熱利用施設運営事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。</p> <p>(変更前) PFI事業者等が作成した各業務報告書に虚偽の記載があることが…</p> <p>(変更後) 余熱利用施設運営事業者が作成した各業務報告書に虚偽の記載があることが…</p>	<p>余熱利用施設運営業務委託契約書（案）のとおりとします。 業務マニュアル、業務実施計画書、業務計画書、業務報告書等の作成、変更等にあたり、PFI事業者は余熱利用施設運営事業者に協力してください。</p>
37	9	29	1		法令変更	<p>本項については、余熱利用施設運営事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。</p> <p>(変更前) 業務期間中に法令変更が行われた場合、PFI事業者等は、次の各号に掲げる事項について発注者に報告するものとする。</p> <p>(変更後) 業務期間中に法令変更が行われた場合、余熱利用施設運営事業者は、次の各号に掲げる事項についてPFI事業者を通じて、発注者に報告するものとする。</p>	<p>余熱利用施設運営業務委託契約書（案）のとおりです。 PFI事業者の指導・協力等のもとで、必要な対応が講じられることを求めています。 発注者への報告方法は、PFI事業者と余熱利用施設運営事業者間での決めごとであると考えます。</p>
38	9	29	2		法令変更	<p>本項については、余熱利用施設運営事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。</p> <p>(変更前) 発注者は、前項の規定による報告に基づき、報告された事態に対する本余熱利用施設運営業務委託契約の変更や費用負担等の対応措置について、速やかにPFI事業者等と協議するものとする。</p> <p>(変更後) 発注者は、前項の規定による報告に基づき、報告された事態に対する本余熱利用施設運営業務委託契約の変更や費用負担等の対応措置について、速やかに余熱利用施設運営事業者と協議するものとする。</p>	<p>余熱利用施設運営業務委託契約書（案）のとおりです。 PFI事業者の指導・協力等のもとで、必要な対応が講じられることを求めていますので、協議は三者によるものが望ましいと考えております。</p>

入札説明書等に関する質問書（余熱利用施設運営業務委託契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
39	9	30	2		不可抗力	<p>本項については、余熱利用施設運営事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。</p> <p>(変更前) 不可抗力の発生に起因して余熱利用施設運営事業者に損害・損失が発生した場合、PFI事業者等は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって発注者に報告するものとする。発注者は、この報告を受けた場合、損害等の状況の確認を行うものとし、発注者とPFI事業者等との協議により、不可抗力への該当性の判定及び本余熱利用施設運営業務委託契約の変更等について決定するものとする。</p> <p>(変更後) 不可抗力の発生に起因して余熱利用施設運営事業者に損害・損失が発生した場合、余熱利用施設運営事業者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもってPFI事業者を通じて、発注者に報告するものとする。発注者は、この報告を受けた場合、損害等の状況の確認を行うものとし、発注者と余熱利用施設運営事業者との協議により、不可抗力への該当性の判定及び本余熱利用施設運営業務委託契約の変更等について決定するものとする。</p>	余熱利用施設運営業務委託契約書（案）のとおりです。No. 38をご参照ください。
40	12	39	1		解除に関する協議	<p>本項については、余熱利用施設運営事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。</p> <p>(変更前) 発注者は、本業務の内容が社会情勢、市場の動向又は新たな技術の普及状況等と乖離が生じている等の理由により、本余熱利用施設運営業務委託契約の継続は適さないと判断した場合には、本余熱利用施設運営業務委託契約の解除について、PFI事業者等と協議を行うことができる。</p> <p>(変更後) 発注者は、本業務の内容が社会情勢、市場の動向又は新たな技術の普及状況等と乖離が生じている等の理由により、本余熱利用施設運営業務委託契約の継続は適さないと判断した場合には、本余熱利用施設運営業務委託契約の解除について、余熱利用施設運営事業者と協議を行うことができる。また、PFI事業者はその際の両者の取次を行うものとする。</p>	余熱利用施設運営業務委託契約書（案）のとおりです。No. 38をご参照ください。
41	12	39	2		解除に関する協議	<p>本項については、余熱利用施設運営事業者とPFI事業者の業務（事務手続き及び発注者と余熱利用施設運営事業者間の取次ぎ）を明確化するため、下記の変更をすることが合理的であると思料します。</p> <p>(変更前) 前項に規定する協議は、業務期間中、各5事業年度に1回できるものとし、発注者は、各5事業年度目の末日から12か月以上前に、PFI事業者等に対して協議開始を通知しなければならない。</p> <p>(変更後) 前項に規定する協議は、業務期間中、各5事業年度に1回できるものとし、発注者は、各5事業年度目の末日から12か月以上前に、余熱利用施設運営事業者に対して、協議開始を通知しなければならない。</p>	余熱利用施設運営業務委託契約書（案）のとおりです。No. 38をご参照ください。
42	11	42	1		発注者の損害賠償請求等	<p>「発注者は、余熱利用施設運営事業者が本余熱利用施設運営業務委託契約の債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。」とありますが、「発注者は、余熱利用施設運営事業者が本余熱利用施設運営業務委託契約の債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を余熱利用施設運営事業者に対して請求することができる。」と修正いただきたくお願いします。</p>	変更します。契約当事者である三者での契約協議時に修正します。
43	14	48	1		契約の変更	<p>余熱利用施設の利用人数の著しい増加が起き、運営方法や利用人数の著しい増加に起因する運営費用増大に対する余熱利用施設運営業務委託料の変更については本項目に基づき協議をすることが可能ということでしょうか。</p>	質問のような場合には、協議を行います。No. 35をご参照ください。